

平成23年 第1回

猪名川上流広域ごみ処理施設
組合議会（定例会）会議録

平成23年2月15日開会

平成23年2月15日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

目 次

| | |
|-------------------------|------|
| ◎応招議員 | 1 |
| ◎審議結果 | 2 |
| ◎第1日会議録（2月15日） | |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○説明のため出席を求めた者 | 4 |
| ○事務局職員 | 4 |
| ○議事日程・付議事件 | 5 |
| ○会議の顛末（速記録） | 6～66 |
| ----- 開 会 ----- | |
| 議長あいさつ | 6 |
| 管理者あいさつ | 6 |
| 議員の出欠報告 | 6 |
| ----- 開 議 ----- | |
| 諸般の報告 | 7 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名 | 7 |
| 日程第2 会期の決定 | 7 |
| 日程第3 事業方針説明 | 7 |
| 日程第4 一般質問 | 8 |
| ○宮坂満貴子君 | 9 |
| 1. 事業系搬入ごみの展開検査について | |
| 2. 瑕疵担保にあたる機器の補修、新設について | |
| ○黒田美智君 | 14 |
| 1. ごみの分別収集の見直しについて | |
| 2. 「公契約条例」を制定することについて | |
| ○平岡 譲君 | 26 |

1. プラスチック製容器包装リサイクルについて

| | |
|------------------|----|
| 日程第5 議案第1号 | 34 |
| 日程第6 議案第2号 | 45 |
| ----- 休 憩 ----- | |
| ----- 再 開 ----- | |
| 管理者あいさつ | 65 |
| 議長あいさつ | 65 |
| ----- 閉 会 ----- | |

第 1 回 猪名川上流広域ごみ
処理施設組合議会（定例会）

応 招 議 員

審 議 結 果

忠 招 議 員

| | | | | | | | |
|-----|---|----|-----|-----|---|---|----|
| 1番 | 西 | 谷 | 八郎治 | 2番 | 梶 | 田 | 忠勝 |
| 3番 | 宮 | 坂 | 満貴子 | 4番 | 久 | 保 | 義孝 |
| 5番 | 谷 | | 義樹 | 6番 | 美 | 谷 | 芳昭 |
| 7番 | 多 | 久和 | 桂子 | 8番 | 鈴 | 木 | 光義 |
| 9番 | 黒 | 田 | 美智 | 10番 | 平 | 岡 | 讓 |
| 11番 | 今 | 中 | 喜明 | 12番 | 竹 | 谷 | 勝 |
| 13番 | 池 | 上 | 哲男 | 14番 | 平 | 井 | 政義 |
| 15番 | 永 | 並 | 啓 | 16番 | 松 | 田 | 敬幸 |
| 17番 | 福 | 西 | 勝 | 18番 | 合 | 田 | 共行 |

(18名)

審 議 結 果

| 議 案 番 号 | 議 案 名 | 提 出 年月日 | 議 決 年月日 | 議 決 結 果 | 備 考 |
|------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------|-----|
| 議 案 1 | 平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合 補正予算（第1回） | 23. 2.15 | 23. 2.15 | 可 決 | |
| 議 案 2 | 平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合 予算 | ” | ” | 可 決 | |

第 1 日 会 議 録

平成 2 3 年 2 月 1 5 日

◎ 出席議員

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 西谷 | 八郎治 | 2番 | 梶田 | 忠勝 |
| 3番 | 宮坂 | 満貴子 | 4番 | 久保 | 義孝 |
| 5番 | 谷 | 義樹 | 6番 | 美谷 | 芳昭 |
| 7番 | 多久和 | 桂子 | 8番 | 鈴木 | 光義 |
| 9番 | 黒田 | 美智 | 10番 | 平岡 | 讓 |
| 11番 | 今中 | 喜明 | 12番 | 竹谷 | 勝 |
| 13番 | 池上 | 哲男 | 14番 | 平井 | 政義 |
| 15番 | 永並 | 啓 | 16番 | 松田 | 敬幸 |
| 17番 | 福西 | 勝 | 18番 | 合田 | 共行 |

(18名)

◎ 欠席議員

◎ 説明のため出席を求めた者

| | |
|------------|---------|
| 管 理 者 | 大 塩 民 生 |
| 副 管 理 者 | 池 田 勇 夫 |
| 副 管 理 者 | 福 田 長 治 |
| 副 管 理 者 | 中 和 博 |
| 会 計 管 理 者 | 篠 木 満 司 |
| 事 務 局 長 | 水 越 保 治 |
| 次 長 | 山 内 敬 之 |
| 兼 総 務 課 長 | |
| 次長(施設管理担当) | 杉 岡 悟 |
| 施設管理課長 | 大 上 肇 |

◎ 事 務 局 職 員

| | |
|-----|---------|
| 書 記 | 小 竹 温 彦 |
| 書 記 | 住 野 智 章 |

◎ 議事日程・付議案件

| 日 程 番 号 | 議案番号 | 議 案 名 |
|------------|------|--------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指定 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 事業方針説明 |
| 4 | | 一般質問 |
| 5 | 1 | 平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第1回） |
| 6 | 2 | 平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算 |

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午後1時00分

○議長（梶田忠勝君） それでは、ただいまより平成23年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、平成22年度補正予算及び平成23年度予算を審議する重要な会議であります。

議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位の綿密周到な御審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会の御審議に御精励くださいますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

次に、管理者からごあいさつをいただきたいと思えます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成23年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず、御参会をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様の御精励に対し、深く敬意を表する次第でございます。

当施設も本格稼働いたしましてから、間もなく3年目を迎えようとしております。現在、運転自体は落ちついてきているものと認識をいたしておるところでございます。

後ほど、事業方針などを述べさせていただきますが、ここに改めて3年目を迎えるに当たり、さらに危機管理体制の充実に努め、安全で、安定した施設の稼働に万全を期してまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、今後におきましても、これまで以上の御支援を賜われますようお願いを申し上げます。

なお、後ほど、私から御提案申し上げます案件は、平成22年度補正予算及び平成23年度予算の2件でございます。

諸議案の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決賜われますようお願いを申し上げます。

まことに簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） まず、本日の議員の出欠を御報告いたします。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物により御了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めていますので御報告いたします。

○議長（梶田忠勝君） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（梶田忠勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

議長において、17番福西 勝議員、18番合田共行議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日15日から16日までの2日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定しました。

日程第3 事業方針説明

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第3、事業方針説明であります。

管理者から説明をお願いいたします。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） 平成23年度の予算案の御審議をいただくに当たり、本組合の事業に取り組む方針を明らかにし、議員と住民の皆さん方の暖かい御理解と御支援をお願いしたいと存じるところでございます。

国崎クリーンセンターは、本組合を構成します1市3町の住民の皆さんが排出されるごみの中間処理を行うとともに、猪名川上流地域における循環型社会形成の拠点として、適正かつ安全で安定した運営が求められています。

現在の当センターの稼働状況は、焼却施設においては、1日平均約159トンのごみ処理を行っております。排ガス等についても良好な数値を継続して記録をしており、稼働当初に比べ、順調に推移してきております。機器が安定したことと、これまでの運転経験により職員の現場での対処能力が高

まったことから、プラントの性能を安定的かつ十分に発揮できるようになったものと考えております。

また、リサイクルプラザの処理部門では、1日平均約28トンの資源ごみの処理を行っております。分別収集された資源ごみをできるだけリサイクルしていくため、選別作業をより徹底するなど努力するとともに、啓発施設における見学や広報紙を通じた啓発も繰り返し実施をし、住民の皆さんと構成市町の御協力を得ながら、適切な分別による可能な限りの資源化を図っているところであります。

今後とも、焼却施設、リサイクル施設ともに危機管理を徹底し、安全で安定的な稼働を継続するよう、全力で取り組んでまいり所存であります。

あわせて、自治体経営からの視点から限られた財源による、より一層効果的かつ効率的な運営を目指してまいります。

平成23年度におきましては、本格稼働後3年目を向かえ、瑕疵担保期間の最終年に当たることから、徹底的に瑕疵の是正に取り組み、施設の状態を最良のものにいたします。

また、ごみ処理にかかわる業務委託契約が平成23年度末をもって契約の更新時期を迎えます。このため、特に焼却施設については、専門的な見地からの業務支援を得て、経済的運転システムのあり方や業務の改善に向けた調査を行うとともに、最も効果的で効率的な業務委託契約となるよう契約のあり方について検討を加えてまいります。

あわせて、さらなる循環型社会の形成に向け、溶融飛灰の山元還元を試験的に実施する等、より望ましい処理施設を研究してまいります。

啓発施設においては、ごみ処理施設としての啓発に加え、当センターが持っている自然や動植物といった資産を活用し、環境学習面でのさまざまな取り組みを行うとともに、多目的広場の改善と適正な管理を行い、当センターがより多くの皆さんに認知され、親しまれる施設になるよう努めてまいり所存であります。

また、当センターは日本一の里山と言われる黒川地区に隣接していることから、里山整備構想計画を策定し、組合が所有する里山林の利活用に向けた整備を計画的に行ってまいりたいと考えております。

この事業方針に基づきまして、後ほど御審議をいただく平成23年度当初予算案の編成をいたしたところでございます。

これもちまして、平成23年度の組合事業方針の説明とさせていただきます。

日程第4 一般質問

○議長（梶田忠勝君） それでは、日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告を受けておりますので、順序に従って発言を許します。

3番、宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） 皆様、こんにちは。

一日違いで本当に無事に開会できましたこと、喜んでおります。今後、通勤の職員の皆さんにも、また、議会にお集まりの皆様方にも、お天気によっていろんなことが起きるかもしれませんが、その部分もいろいろ配慮して事務局のほうには采配していただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

一般質問に入らせていただきます。

私の一般質問は二つの大きな項目からです。

1番、事業系搬入ごみの展開検査について。

2番、瑕疵担保にあたる機器の補修、新設についてです。

1番の詳細です。

有害ガス発生や不適合事象の抑制には、施設の能力に適合するごみの分別と処理が重要と考えています。広報「森の泉」においても住民の皆様にも適切なごみの分別に対する啓発を行い、実践をお願いしているわけですが、構成市町においてもさらに啓発を続ける必要があります。

小さな1番、そのような中、事業者への分別の指導や啓発はどのように行っていますか。

各市町に任せている現状であるなら、組合から何らかの指針を示したり、各市町へ要請を行うなどされているのでしょうか。

小さな2番、事業系搬入ごみの分別がきちんとして行われているかを検証する意味から、搬入ごみのピット投入前の展開検査が必要です。平成22年度、平成23年度検査の実施日、回数、結果等データを教えてください。

また、そのデータを検証された結論、それから生じてくる対策等もお示してください。

大きな2番です。炉立ち上げ過程時の水銀数値抑制目的で、ろ過式集じん機の前に活性炭噴霧装置の新設を決定されました。このことは、以前から問題となっている有害ガス除去装置の能力が発注仕様書の要求に届かなかったことを証明しています。これは明らかにメーカーの瑕疵に当たり、瑕疵担保の対象として設置費用はメーカー負担と聞きました。

小さな1番です。そこで質問ですが、これ以外に現在までの瑕疵担保対象となった件数と内容について教えてください。また、組合側が瑕疵担保対象と考えたにもかかわらず、メーカーが認めなかったものがあれば、それについても教えてください。

御答弁よろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、宮坂議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の事業系搬入ごみの展開検査について、1番目、事業者への分別の指導や啓発につい

での御質問であります。

国崎クリーンセンターでは、平成21年度から本格稼働に入り、可燃粗大ごみ破碎機の下部出口や破碎後のせん断物コンベヤにおいて、火災が発生するなど不適合事象が多く見られました。また、他の施設では不適物混入に起因すると思われる排ガス中の高濃度水銀が問題になったところです。

こういった事象を事前に防止するため、組合では広報「森の泉」において火災危険物と思われるガスボンベやライター、有害ごみである水銀を含む乾電池、蛍光灯、体温計、血圧計などの正しい出し方を機会あるごとにお伝えしております。

事業者への分別指導や啓発に関し、組合が直接的に行うことはいたしておりませんが、現場での指導として許可業者を対象とした展開検査を実施しております。

また、ごみの分別区分を統一的に整理する意味から組合と構成市町で協議し、「ごみの品目と分別区分」という品目ごとの細かな分別区分を定めております。これに基づきまして、事業系ごみにおいても、適正な分別の指導啓発を行うものであります。

2番目の事業系搬入ごみの展開検査の実施日、回数、結果についてでございますが、平成22年度は6月に4日、12月に4日、計8日実施いたしました。結果といたしましては、ゴムくずやガラスくずなどの産業廃棄物及び缶やビンなどの分別誤りによる不適物を混載している車両がございました。そのデータ検証の結論、対策についてであります。展開検査により不適物が混入されておりました許可業者には、組合より文書で分別の徹底を指導するとともに、構成市町にも報告しております。

なお、事業系ごみの展開検査につきましては、時期や方法を工夫しながら引き続き継続してまいりたいと考えております。

2点目の瑕疵担保にあたる機器の補修、新設についての御質問であります。

国崎クリーンセンター建設に当たっては、組合が完了検査後、引き継ぎを受けた施設であっても、所定の性能、機能を満足できなかった場合は、受託者の負担で改善させることを発注仕様書で瑕疵担保として定めております。期間は3年間で、判定基準は1、構造、施工上の欠陥が発見された場合、2、異常摩耗、腐食、変形、漏れ、亀裂、脱落等が認められた場合、3、性能に著しい低下が認められた場合、4、その他、運転上支障のある事態が発生した場合と定めておまして、以上4点の基準と照らし合わせ、組合及び受注者の協議により行うものとしております。

現在までの瑕疵対象となった件数と内容についてでございますが、これまでに瑕疵検査を平成22年6月28日と10月1日の2回実施しております。瑕疵担保対象となった件数は、焼却施設プラント関係で31件、リサイクルプラント関係で9件、建築関係で16件、合計56件であります。

その主なものは、焼却施設関係では炉内耐火物剥離、焼却炉ごみ落ち口の目地の劣化、主灰落ち口傾斜部摩耗、タービンバイパス装置関係の微量の蒸気漏れ、タービン入口蒸気流量計の凍結防止対策、大塊物ピット等の粉じん防止対策などです。リサイクル関係では、不燃ごみ二次破碎機点検口

の改善、缶類破袋除袋機エアブローの補修、ナンバー2可燃物コンベヤ点検口足場の追加などであり
ます。

建築関係では、初期雨水貯留槽漏水対策、リサイクル棟西側階段ドアシール部ヒビ割れ補修などで
あります。

それ以外にも維持管理上不便さを感じる内容のもので、保証工事として受注者に改善等を行わせた
ものとして、約40件の瑕疵扱いがございます。また、組合側が対象と考えたにもかかわらず、受注
者が認めなかったものについては、建築関係のリサイクルプラザプラットホームの停止ライン摩耗1
件であります。

理由は、アスファルト上の表示とは異なり、コンクリート床面は滑らかであるため、塗料表示につ
いては、耐久性を考慮した路面表示用塗料を使用していますが、長期にわたる表示維持は困難という
ことであります。

答弁は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 3番、宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） 御答弁ありがとうございました。

展開検査についての結果、やっぱり建築廃材が事業系搬入ごみの中に見られたということですが、
その数値的なものをちょっと教えていただきたいなと思います。1週間単位で結構ですが、何台ぐら
いの搬入車があり、それでどのぐらいの量で、どのぐらいの割合で適正でないごみを積載していた車
があるのかというぐらいのところを教えていただきたいと思います。

それで今後、私が心配しているのは、やはり住民の分別は徹底されていくと、いろんな場所で啓発
活動が行われていくということは、各構成市町でやっていけばいいと思っていますけれども、事業系
の搬入ごみについて、やはり内容がよくわからないと構成市町のほうでも、どのような指導を行っ
ていくのが適切だということがやはり把握できませんので、その部分での協議をなさっておられるとい
うことですが、その部分の協議をしっかりと重ねていただきたい。

先ほど、局長がおっしゃっておられた事業者に対しての指導、啓発ということについては、各構成
市町の担当部署とともに協議をしていったという経緯をお話なさっておりましたが、それは多分、最
初のことではないかなと思うんです。それ以降、やはり展開検査後の結果を受けて、さらに関係市町
のほうに申し入れを行われたのかどうかというところをお聞かせください。

それで今後に向けて、その状態が非常に不適切であるということが重なるようでしたら、この展開
検査を何度かこれからもさらに行っていただいて、それで不適切な搬入があると、重なってあるとい
うことがデータとして出た場合に、それは文書による警告、文書による啓発というようなものではな
くて、ある種の罰則というようなものも考えていけないのではないかと考えていると思いますが、
その点についてどのようにお考えかお願いいたします。

それから、瑕疵担保の期間がもうあと1年に迫っているということで、今、お聞きして、担保されたその対象件数というのがこれほどたくさんあったのかと、細かい部分に至るところまで見ていただいていたんだなというふうに思っています。

近ごろは、本当に安定的な運転も行われているようで、不適合事象もまたか、またかというほどお知らせをいただいていたんですが、それも随分減ってきましたのでね、やはり機器に対してある意味、私も安心感を持っていたところ、水銀のことがきょう、後で御説明いただけると思うんですけども、そのときにこちらのほうも御意見を言わせていただきたいんですが、そのような事象がやっぱり今も起こってくる。そういうことが今後もやはり起きてくる可能性はあると思いますので、この1年間、しっかりと瑕疵担保を発見する1年というふうに考えていただいて、御精励いただきたいと思います。

それについて、詳しい内容である程度スケジュールというものをお立てになっておられると思いますが、その点についてちょっと教えてください。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） まず、御質問の1点目でございます。

展開検査に入っていきます車両の全体といたしまして、許可業者の指定をしております車が全部で78台ございます。今回、2回にわたりまして事業系の展開検査を行ったわけですが、対象となりました車両がこれは台数が少なくて申しわけないんですけども、2回、延べにいたしまして9台でございます。実際に大きな問題というところにつきましては、その中の2台程度が産業廃棄物でありますとか、分別誤りでありますとか、そういうことが起きておったというふうに思って、そういうふうに整理をいたしております。

罰則等につきまして、今後は考えていくべきではないかという御質問でございます。今現在、直ちにそういう罰則規定を設ける予定はございませんが、議員おっしゃいましたように、こういう問題が頻繁に繰り返し行われるというようなことになると、当然、考えていかなければならないのではないかというふうに思っております。

続きまして、瑕疵担保の問題でございます。

平成23年度は瑕疵担保期間3年が満了いたします期間、最終年になってございます。来年度の予算におきましても、その瑕疵担保の問題に手厚くあたるために、大阪市の環境事業協会のほうへの支援委託につきましても、その項目を加え、若干ではありますが、予算を膨らませてございます。

予定につきましては、10月から11月にかけて、焼却炉をとめまして、一斉点検整備を行いますので、その際を最終のタイミングとして、それまでに瑕疵担保に上げられると思われる項目をそれまでに拾い上げてしまうと。その対応の方法につきましても、メーカーさんのほうにそれを提示いたしまして、整備点検のときに対応しきれないように段取りを取ってもらいたいというふうに思ってお

ります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） ありがとうございます。

1番の事業系の搬入ごみというものについて、特にまだ現在、罰則規定などは考えていかななくてもいいという状況であるというふうにおっしゃっていましたが。ちょっと聞き漏れしたんですけれども、6月に4日間、それから12月に4日間という、展開検査をされたとおっしゃっていましたが、トータルの両方のこの4日と4日で結局8日間の延べについて御答弁いただきましたけれども、6月の4日間と12月の4日間ではちょっと状況が違いましたか。1回目のその展開検査のときよりも件数が減ったとか、そういうことがあれば、ちょっと教えてください。

その展開検査のほうの今後のスケジュールについてもお聞きしたいと思います。

もうちょっと頻度を高くね、やはりやっていただけたらなと思います。不適物が積載されていたのは、そのごみ量の大体どれぐらいだとお考えですか。展開検査ですから、部分的なものだと思うんですけれども、推測は可能かと思しますので、かなりの量が積み込まれていたのか、ちょっと混ざってしまったという量だったのか、そのところを教えてください。

それから、2番目、瑕疵担保の期間が迫っているということでスケジュールを教えてくださいましたが、ちょっとその部分でお尋ねしたいんですが、それまでに瑕疵担保の項目というものをある程度洗い出しをしておいて、同時に立ち会いの上、炉内を検査するというふうなお話でしたね。ということは、その点検の際、炉をとめて炉内を検査する際、もちろんメーカーのほうからもですね、それからオペレーター関係も来られます。もちろん組合のほうも立ち会います。それ以外に専門家のその大阪の環境、さっきの何ていう名前でしたかね、そちらのほうの方も立ち会っていただく。結局、こちら側に専門家をつけて立ち会わせていただくという形になるのかどうかというところをお願いします。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 展開検査の今後のスケジュールでございます。

今年度は6月と12月に実施いたしました。来年度につきましても6月と12月を実施期間といたしまして、できる限り台数を多く、そして対象となります車がさまざまな府下業者、すべての許可業者に及ぶよう工夫をいたしながらやってまいりたいというふうに考えております。

それから、不適物の量がパッカー車なりの中からどれぐらいあるのか、その率についてという御質問だったと思います。これについては、非常に少ない率であった。パッカー車、通常2トン入っております。その中で45リットルのポリ袋にしまして2、3袋が出てくるぐらいの程度でございます。

それから、6月と12月の台数の違いのことをございます。6月の展開検査につきましては、実際に検査ができましたのが4台でございます。12月につきましては5台でございます。それから、瑕疵担保の関係で、実際に炉内に入りますのに、組合はもちろんメーカー、それからメンテナンス関係、それから専門家であります大阪市環境事業協会、これは一緒に炉の中に入ります。また、それ以外にもこの施設を建設いたしましたときに、施工管理をしたコンサルがございますので、そのコンサルも呼びまして、全体で1、2、3、4、5者程度のものが集まりまして、一斉に炉の中に入るという予定でございます。

瑕疵担保の問題につきましては、目に見える瑕疵については今年度、相当数、私どものほうで見つけて対応をとってまいりました。ただ、やはり専門的に見ますと、潜在する瑕疵と言ったらいいんでしょうか、目に見えない部分につきまして、大阪市環境事業協会等のエキスパートの方に見ていただきまして、そういう部分にも照準を合わせていきたいなど、このように思っております。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 6月と12月とね、量的にはどうだったんですか。同じような量だったんですか。

事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 申しわけございません。大体、同じような率ではあったと思います。済みません。

次に、9番、黒田美智議員。

9番、黒田美智議員。

○9番（黒田美智君） 川西市の黒田美智でございます。

大きく二つのことについて一般質問をさせていただきます。

国崎クリーンセンターの本格稼働後、丸2年のさまざまな実績を踏まえ、いよいよ瑕疵担保期間とされる3年目を迎える年度となります。

リデュース・リユース・リサイクル、ごみの減量と言われ、新しい処理施設の稼働とあわせ、構成市町の9種14分別の分別収集も行われてきました。

構成市町からもさまざまな意見や要望が聞こえていると思いますが、「住民が、理解・納得、行動できる」ことが基本だと考えます。

そこで大きく一つ目、ごみの分別収集の見直しについてです。

小さな一つ目として、搬入基準の見直しについての考え方という点で、1市3町の燃えるごみの搬入時間について、市町別全体で午前、午後の搬入割合についてお聞かせください。

また、現搬入基準に対しての総合的な見解と変更を含めた今後の取り組みについてです。

例えば、缶は飲料の缶・食品の缶、スプレー缶は、缶の日に回収になっていますが、入浴剤などの

缶は不燃物になっています。間違ったごみ出しにより、シールを張られて集積場に残されている例がとて多いものです。ペンキの缶は不燃物で、ペンキのスプレー缶は缶での回収など、住民から考えたときにとて不明確なものになっています。

また、回収後のリサイクル、経費の面から見て、効率的と言えるのでしょうか。住民の立場に立つての取り組み方としてお答えください。

また、それぞれの市町で収集しないものと位置づけられているものが、不法投棄物として国崎クリーンセンターに搬入されていることについてです。

例えば、タイヤやバッテリー、冷蔵庫などの不法投棄物に係る処理費用はどこから出ていますか。持ち込みをした市町負担ですか。また、不法投棄物から出た利益物や利益は、どのように処理をされていますか。それぞれの市町からの不法投棄物としての搬入実績の具体と費用負担、経路についてお聞かせください。

大きく二つ目、公契約条例を制定することについてです。

前議会での一般質問でも取り上げた内容です。今回は、労働者の賃金等働く現場環境についてお伺いします。

現場で働く労働者が働き続けられることが経験を積み、技術を積んでいくことにつながり、住民の安心・安全につながっていきます。

住民の税金として委託料が支払われ、その委託料からその現場で働く人々の給料・賃金が支払われます。国崎クリーンセンター焼却施設の運転管理委託の内容については、その労働者へ単価の詳細についても記載されています。3年間で9億3,277万8,000円の委託料の設計額、業務委託内訳書に記載されている内容でお答えください。

直接人件費とは何ですか。詳細の具体について。

直接物品費とは何ですか。なぜ、直接人件費の2%になっていますか。

業務管理費とは何ですか。なぜ、直接人件費と直接物品費の8%ですか。

技術経費とは何ですか。なぜ、保守運転業務費の25%ですか。

通告で業務原価とは何ですかという文言で、この費用の計算根拠をお聞きをしました。きっと通告どおりの答弁が返ってくると思いますが、改めて訂正という形で、次のきっと御答弁にはならないかもわかりませんが、一般管理費とは何ですか。その一般管理費20%の根拠について、お聞かせをください。

現在の職員数の詳細について。

施設組合として、現場で働く労働者が組合として委託した内容で業務履行できるよう管理・監督することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

施設組合として、公契約条例の制定を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、黒田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のごみ分別収集の見直しについての搬入基準の見直しについての考え方についてであります。

1市3町の燃えるごみの搬入時間につきましては、事業系を含めて市町別に平成22年度の実態を見ますと、おおむね川西市が7時10分から15時40分まで、猪名川町が9時から15時まで、豊能町が9時から14時40分まで、そして能勢町が9時50分から15時までであり、全体では搬入開始の一番早い7時10分から終了時刻の一番遅い15時40分までとなっております。ちなみに、国崎クリーンセンターの受け入れ時間は7時から16時30分と設定しております。

また、午前・午後の搬入割合を市町別に車両数から見てまいりますと、おおむね川西市は午前が66%、午後が34%、猪名川町は50%、50%、豊能町は53%、46%、能勢町は55%、45%となり、全体では1市3町平均しまして、午前が56%、午後が44%と、少し午前の搬入車両が多い状況になっております。

次に、現搬入基準に対しての総合的見解と変更を含めた今後の取り組みについての御質問の中で、例と上げていただいている缶の分別に沿って御答弁申し上げます。

現在は、缶類として分類いただいておりますものは、スチール及びアルミ製の食品類に使用されていた空き缶及びスプレー缶としております。入浴剤などの缶やペンキの缶は不燃ごみとして分類させていただいているところであります。

まず、スプレー缶については、安全面からの分別でございます。

中身が残ったままのスプレー缶による火災などの事故は、当センターに限らず、しばしば発生しております。

このスプレー缶を缶類に分別いたしましたのは、不燃ごみにまぜますと、破砕機の中などで燃焼する恐れがございますため、安全を考え例外的に分別いただいているものです。

次に、缶類を食品類に使用されていた空き缶に限っている理由でございますが、主たる理由は品質の水準を確保することであります。缶類は手選別でスプレー缶や不適物を取り除いた後、破砕せずに圧縮し、リサイクルに回しております。缶の分別を例えばきれいな缶としますと、どうしても主観が入り品質に影響すると思われれます。また、食品缶は軽く洗えばきれいになります。自動車のオイル缶やペンキ缶を簡単にきれいにすることは難しいと思っております。

そのため、缶類は食品の空き缶だけ、スプレー缶は安全を考え例外、その他の空き缶は不燃ごみへと分別することとしています。

ただ、わかりづらいとお声があるようでございますので、広報紙等でお知らせするなどし、周知を

図ってまいりたいと考えております。

なお、搬入基準については、焼却方式検討委員会で協議・検討された内容を踏まえて決定しており、短期間での見直しは混乱をきたす恐れもあります。

したがって、現時点では見直しの予定はございませんが、ごみ処理基本計画の見直し時期をとらえ、必要な内容について構成市町と協議していくことといたしたいと考えております。

続きまして、タイヤやバッテリー、冷蔵庫など不法投棄により国崎クリーンセンターに搬入された不法投棄物に係る処理についてですが、当センターには、構成市町のごみステーションなど、環境部門の責任範囲内に不法投棄されたものや、業務上の責任として収集した不法投棄物が搬入されてまいります。

処理は当センターで行っており、処理費用については組合予算で執行し、財源は施設管理経費の負担割合で全体の負担金に含まれた形で負担されております。

また、今年度において有価物として処理できているものはバッテリーや破砕鉄などですが、雑入として組合の歳入としております。

次に、不法投棄物の昨年4月から23年1月末での搬入数量の実績は、川西市414個、猪名川町324個、豊能町42個、能勢町218個で、合計998個となっております。

処理については、テレビなど家電リサイクル対象品目は電気商業組合を通じ、リサイクル工場に搬出しており、処理費用は94万2,372円、また、廃タイヤ、パソコン、消火器なども、それぞれ適正なルートを通じ処理しており、処理費用は20万1,582円となっております。

なお、ボウリングの球やコンクリートブロックなどは、当センターで処理をしており、処理費用は30万9,540円となっております。

次に、大きな2点目、公契約条例を制定することについての御質問にお答えいたします。

まず、3年間で9億3,277万8,000円の焼却施設の運転管理業務委託料の設計額、業務委託内訳書に記載されている内容についての御質問であります。

委託契約の設計は、業務の適正価格を算定するために行いますが、設計するに当たりましては、社団法人全国都市清掃会議編集発行の廃棄物処理施設維持管理業務積算要領（平成19年度版）でございまして、を参考にして積算しております。

まず、1番目の直接人件費でございますが、業務従事者が当該業務を行うため、その労働力を行使することによって発生する費用で、当該業務従事者の賃金に相当するものであります。直接人件費といたしましては、当該委託の全般管理及び庶務一般業務にかかわる必要な労務費用が全般管理・事務業務費、ごみ焼却施設の正常な運転を確保するために行う労務費用が保守点検業務費、ごみ焼却施設を適正に運転するために常駐して行う必要な労務費用が運転操作監視業務費、プラットホーム等において搬入車両を誘導・指示するための労務費がプラットホーム管理費になり、この合計した金額が直

接人件費になります。

2番目の直接物品費でございますが、受託者が当該業務履行に必要な物品を消費することによって発生する費用であり、算定式により直接人件費掛ける直接物品費率となります。直接物品比率ですが、率計上としては、ウェス、洗油、養生シート、事務用品等の消耗品費用で、2%程度とするとあるため、この率を採用し計算しております。

3番目の業務管理費ですが、業務を実施する上で、受託者が現場業務を管理運営するために必要な費用であり、業務管理費率についても、8%程度とするとあるため、この率を採用し計算しております。

4番目の技術経費でございますが、焼却施設の最適な運転方法を検討し、焼却処理等を適切かつ効率的に行う過程にかかわる技術的な経費で、資料の作成や一定の技術水準の確保等を目的とした技術者の育成、有資格者の確保、その他技術管理上必要な費用であります。技術経費につきましても算定式がございます。保守点検業務費プラス運転操作監視業務費掛ける技術経費率で計算しております。技術経費率は25%となっておりますが、その根拠は、焼却炉最適運転の技術研究にかかわる率が20%、これは技術内容が複雑困難で業務内容に技術を要する場合でございます。また、焼却設備に必要な有資格者の配置にかかわる率を5%とし、合計で25%としております。

それから、御質問の中で出てまいりました一般管理費等でございますが、一般管理費等は、受託者が企業を維持運営するために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で、一般管理費と営業利益から構成されております。これも要領の中で、20%程度とするという記載がございますので、この率を採用しております。

6番目の現在の職員数についてでございますが、全体で45名でございます。内訳といたしましては、所長、事務員、電気主任技術者で3名、焼却設備では副所長1名、運転操作監視員が1班5名編成の4班体制で20名、整備員が4名、プラットホーム誘導員が2名の合計27名でございます。また、溶融設備では副所長1名、運転操作監視員が1班3名編成の4班体制で12名、日勤の班長1名、整備員1名で合計15名となっております。

続きまして、施設組合として現場で働く労働者が組合として委託した内容で、業務履行できるよう管理・監督することの必要性についての御質問についてお答えいたします。

現在、委託業者への管理・監督においては、常日ごろから組合職員が現場に赴き、現場職員の業務履行の状況等の把握、また、月1回定例で現場責任者と情報交換を行い、組合と業者間で業務に対する共通認識を図っているところです。また、施設内での作業の安全面等についても意見交換を行っております。

労働者の賃金等、労働条件が適正であることは、組合としても業務の円滑な遂行に必要な事柄であると認識しております。

ただ、こうした労働条件は、個々の雇用契約等で定められており、組合が直接的に雇用条件にかかわることは難しいと考えます。例えば、最低賃金法のような全体的な労働条件の維持・確保等の取り組みにつきましては、本来、法整備がなされ、国全体として必要な措置が講じられるべきものと考えております。

公契約条例の制定につきましては、適正な労働条件の確保といった取り組みとして、他の自治体の事例も伺っていますが、当面、組合といたしましては、労働関係法令の遵守を引き続き、事業者に対して周知指導してまいりたいと考えております。

今後は、国はもとより近隣市の動向を注視するとともに、構成市町との連携の面でもさらに研究を重ねながら、労働環境の確保に努めてまいります。

何とぞ、御理解賜わりますようお願いいたします。

答弁は以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 9番、黒田美智議員。

○9番（黒田美智君） 御答弁ありがとうございます。

分別収集の見直しについては、今までの歴史的な背景も含めて成り立ってきたものなので、早急に変わっていくというような方向性はないけれどもというようなニュアンスの言葉があったんですが、1市3町のそれぞれの構成自治体でも以前、立てた計画の見直しというような時期になってくるのではないかというふうに思っています。

実は川西市でも平成25年度にごみ処理、一般廃棄物ですね。一般廃棄物処理基本計画の見直しが平成25年度になされよう、来年度、平成23年度から審議会等が設置をされてという見通しになってきているわけですね。施設組合のところに決められた搬入基準によってごみ処理が入っているわけですから、そこの流れと一緒にね、ぜひ、燃えるごみの部分だとか、今、お聞きをしましたら、少し午前中の搬入が多いけれども、大体、半分ぐらいで午前、午後に分れているところでの、今までうんと燃えるごみについては午前中の搬入が基本だったけれどもというところで、随分、今回の部分では変わってきた。

実際にやってみて、もちろんそれでいいですよという意見もあるでしょうし、やはり変えていただきたいというような御意見だとか、プラスチックのね、それと引きかえに1週間に1回の搬入になったという部分の評価等のバランス等があると思いますけれども、ぜひ、今もなさっていると思いますが、1市3町の構成市町とともに、このごみの基本計画というところでの取り組みの方向性を情報交換もしっかりとしていただいて、予定ではこういうふうにして順調にいく予定だったものが、少しそごがあるのかとか、先ほど局長のほうから御答弁があったように、安全面でいくと、こういう配慮が要ったので、こういう分別にしていますよ。例えばというところで、今、ペンキのスプレー缶の話なんかがあったわけですが、品質、いわゆるリサイクルをしたときのそこの確保のためにというような

ことなんかも、きっと住民の側には余り知られていないことがたくさんあると思うところを、広報紙などPRすれば、クリアしていくものと、やっぱり変更したほうがいいんじゃないかというような、きっと中身が出てくると思いますので、今、考えていないという施設組合の部分と今後、これからそれぞれの市町との絡みでね、ごみ処理の基本計画の見直しに入ろうという時期に連携をしていくというところでは、その方向ですよというところだけ1点、確認をしたい部分。

それから、今、スプレー缶の部分では、安全というところはね、御答弁の中にあっただけですけども、国崎クリーンセンターのこのパンフレットのところに、不燃ごみのところにダンピングボックス、そして、不適物除去装置というのがあった後に、粗大ごみのピットのところに入っていくという前処理があるんですが、これはすべての不燃物に対して、ダンピングボックスでちゃんと開けられて、適切に不適物は除去されているというふうに理解をしていいものなんでしょうかというところは教えてください。

それから、不法投棄物の部分については了解をいただきましたが、今後、また、不法投棄のものがふえていくような方向性だとかということはいかがでしょうか。そのあたりの部分だけお聞かせをください。

それから、大きく二つ目の公契約条例の部分です。前回は質問をさせていただきましたので、御答弁としてはほぼ同じ中身だというふうに認識をしています。でも、私は、実際に本当にいい中身といましようか、法の遵守をしていただいて、そのままのものが今、局長のほうから言われたように、労働者等に支払われていたら、とてもすばらしいなというふうに思っています。

企業はもちろん企業ですから、利益を得ていかなければなりません。先ほど御答弁であったように、一般管理の中に営業利益というものも含みながらという額が出てきているわけですよ。ですから、こういうところで働いておられる労働者の方たちに実際にきちんと払われている業務委託内訳書に書かれているような賃金が支払われているのかという部分と、それから、先ほど御答弁があったところでいくとね、代価表というのがありますよね。例えば、もうしっかりと総括責任者には1日単価として2万1,800円、班長さんには1万6,500円等々、細かく書かれている代価表がプラットフォームの職員まできちんと出ています。

それ以外に、実は先ほどおっしゃられた技術経費というのが4,243万円出ているわけですね。それぞれの技術のところでは代価表でちゃんと賃金が固定されているけれども、それ以外にプラスアルファとして、この技術経費が労働者に支払われているというふうにとらえていいのでしょうかというところが1点聞きたい部分です。

それから、もう一つは、委託料の中には必ず消費税がかかります。これはもちろん私も了解をするんですが、実は直接人件費1億8,514万3,000円という額にも実は消費税がかかります。職員の給料にも消費税がかかって、単純に1,478万円の消費税のうち、主に直接人件費と

いうところにかかってくるわけですから、その人件費にかかる消費税だけでも926万円かかるわけですね。そのような部分は、施設組合としてはどういうふうを考えて処理をなさっていくのかというところが聞きたい部分です。

それから、先ほど労働者の労働条件等は組合としても、十分守っていきたいというところは同じ認識のもとで立っておられると思っていますし、最低賃金の話もありましたが、公契約条例については他市の今からの状況なんかも見ていきたいと思いますという部分だったと思うんですが、それでは実際に2009年5月に国会で成立をした公共サービス基本法というのは、きっと御存じだと思います。その2009年7月にもう法律として施行をされていますから、この法律にのっとって施設組合としても労働者に対して、いわゆる委託業者に対してというところのことが明確になっていかなければならないと思っています。その中で、公共サービスの責任の明確化ということが書かれています。委託をしようと、その先の労働者の状況について、もちろんその仕事の中身についてもですけれども、責任は自治体にある。最終責任はすべて税金を投入している側の自治体にありますよということが明確に書かれています。その立場はそのとおりですよ、ということの確認です。

ですから、例えば、働いているすべての労働者に契約書があって当たり前なんですけど、そういうこと、それから先ほども言いました内訳書に書かれている賃金の保証や必要経費の中には法定福利費という形で保険や年金のお支払いするような金額なんかも出てきているはずですよ。例えば、年休の取得はどうですかとか、ここは少し公共の交通網がありませんが、交通費の支給についてはいかがですかというようなすべての問題点や課題が労働者に保証をされているはずですよ。そのようなところで自治体の責任がこの公共サービス基本法にはしっかり位置づけられているわけですから、国民であろうと、そのおもとでお金をお支払いしているのはすべて住民からの税金になっていますから、その責任の明確化、その責務を果たそうという立場、今後も含めてその労働者すべてに対して、検証責任を負わなければならないという認識はおありですかということをお聞かせください。

まちが元気で潤っていこうと思ったら、しっかりと働いていただく労働者、そして賃金を払って税金や保険や年金の掛金を支払ってくれるという労働者がうんとふえていかなければならない。そのことがまた、まちに還元されて潤っていくというところもきっと同じ認識だと思っています。委託をとった企業もそれなりにもうけていいでしょう。その下請の企業も守っていかなければなりませんし、そこで働く労働者も守っていかなければならないという立場での御答弁をお願いします。

再質問は以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、順番に行きますと、ごみ処理基本計画の見直しに関する部分でございますけれども、私どものごみ処理基本計画は、平成28年度が目標年度になっておりまして、今の予定では平成23年度が

見直しの時期というふうな位置づけになっております。しかしながら、先ほど御質問の中にもございましたように、川西市の見直しが平成23年度、平成24年度にかけてその作業が行われて、平成25年度から新しいごみ処理基本計画がスタートするというふうなことでございますので、私どものほうが先に見直すとか、あるいは川西市のほうの見直しに全く関与しないとかなということではなしに、分別、収集、運搬と搬入というのは、これは一連のものでございますので、どこかで問題があるといえますか、変更すべき点があるというふうなことがございましたら、これは当然、1市3町で協議をして、もし、それが本当に変更するのがいいということになれば、連携をして見直していくというのはある意味、当然のことなのかなという思いを持っております。

それから、次に、荒ごみ、大型ごみの前処理の関係でございますけれども、これは現在、私どものほうでは委託業者の手作業による前処理を行っております、その中で例えば荒ごみの中に入っております、紛れてスプレー缶等が入ってございましたら、そのところで不適物を取り除いて、それをダンピングボックスに入れていくというふうな形になっております。

それから、次に不法投棄物の関係でございます。不法投棄物の処理並びに利用負担等につきましては、最初に御答弁申し上げたとおりでございますが、全体の額といえますか、不法投棄物あるいは処理困難物といえますか、そういったものに使われている費用というのは、ごみ処理費全体からしますと、非常に率的にも少ない率でもございますし、そもそも不法投棄物はその当該市町の住民の方が不法投棄されたものということは、必ずしも言えないものでもございます。

したがって、その不法投棄物の処理につきましては、1市3町全体の費用の中で処理をしているというふうなことで現在、処理をしておりますし、これがふえていけばどうなるかということとは当然あるわけでございますけれども、今の現状の量からしますと、そんなに急激にふえていって、問題視されるほどの状態になるというふうには考えておりません。

次に、公契約条例の関係で、非常に多岐にわたる再質問がございましたが、そもそも我々が現状の契約、委託契約でございますけれども、地方公共団体が行う事務事業について、民間企業等にその処理をゆだねるというのが委託契約でございます、その委託契約の手続を行うに当たりまして、果たしてその業務を行うのに通常、必要と思われる額を積算するために、こういった先ほど申しました全国都市清掃会議の要領に基づきまして、そこに列記されている項目について積算をしていって、これが通常、この業務に必要な額であろうというふうな額を算定するためのものでございます。

そして、入札業者のほうは同様に積算をされると思いますけれども、予定価格の範囲の中でどこを圧縮してというふうなことを考えながら、入札に参加されるものだというふうに考えております。

したがって、個々の項目に対する消費税云々というふうなこともございましたけれども、全体の委託料の額を積算をして、そこに消費税というのが出てくるというふうな考え方でございます。

したがって、細かく申しますと、例えば、設計書の中の労務単価というのがございますけれども、

設計書を作成するための基準に基づいて、それぞれの単価を採用していくということでございまして、実際に雇用される労働者の賃金は、一番最初に申しましたように、各受託者のほうの雇用契約により定められるものでございますので、その労働条件が法令に違反していない限りは、我々としては問題はないというふうに思っておりますし、同じことの繰り返しになるかもわかりませんが、あくまでも雇用主は受託者のほうであるというふうなことが原則でございますので、我々が受託者の個々の労働者の労働条件をどうこうという制限を加えたりするというのは、そういう責任なり義務はないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 公契約の関係でございますけれども、労働者の労働条件あるいは最低賃金のことにつきましては、先ほど局長も答弁申しましたように、労働関係法令あるいは関係行政庁があるということで、そちらの本来の窓口であるとは基本的には変わりはありませんが、御質問の中でも公共サービス基本法のことにも触れておられます。公的な機関である私どもが発注する事業でございますので、適正、公正な賃金、もしくは労働条件を確保するというような、大変重要なことであるというような、私どものほうもそのように考えております。

今後のことでございますけれども、私どもの契約に関しましては、川西市のほうに労働契約関係は準拠している部分が多ございますので、いろいろと情報交換させていただきまして、契約を発注する中でどういったことが可能なのか、十分勉強してまいりたいと考えております。

今後、いろいろとそういった情報交換を密にしてあり方についても考えてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 9番、黒田美智議員。

○9番（黒田美智君） 最初の見直しの部分です。今、局長がおっしゃられたように、1市3町とそれから施設組合のそれこそやっぱり対等、平等な四つの自治体が情報交換を密にさせていただいてやっていただきたいという、もうこの言葉に尽きるんですね。なぜならば、もうこの搬入基準が決まっていますね、それにそれぞれの構成市町は搬入をしなければならないわけですよ。もうそれぞれの市町が勝手に何か搬入基準を決めてやるということにはなっていないわけですから、先ほどのごみ処理の基本計画の部分も見直しの量とかという中身の中で、プラスチックの問題だとか、それから、燃えるごみの問題だとか、搬入・搬出という部分なんかも、もしかしたらあるかもわかりませんが、さまざまなのがね、本当に一連のものなのでとおっしゃったけれど、まさにそのとおりなんですね。でも、それこそ逆にどちらかが先行するというような形になっていくとね、例えば、川西市で何か触ろうと思っても、ここにしっかりと搬入基準があるわけですから触れないというようなことになっていくわけです。ここが基本、これしか受けられませんよという基準があるわけですからね。ですから、

そここのところの情報交換、それから、やっぱりそれぞれの自治体の住民からの意見なんかも含めて、しっかりと取り組みを進めていただきたいという部分ですので、絶対やらなければならないというようなことも私もよう言いませんし、でも先ほど言ったように、住民の側からはいろんな燃えるごみの午後搬入の問題だとか、それから、ステーション方式の問題だとかという部分は、また、それぞれの市町での問題になりますのでね。また、それはそれで私たちもまた帰った自治体で要求をするわけですが、ぜひ、そこあたりの部分もね、トータルで協議をしていていただきたいというふうに思っています。

それで、不法投棄物の部分については、別に私、施設組合が一手に引き受けてやっていることに対して、何か異議を申し立てるものでもなく、逆に量とかね、額についても、今のところ少ない率であるし、量についても問題なしというお言葉を聞いてね、とても安心をさせていただいた部分ですので、ぜひ、もちろん市町以外の方たちが不法投棄をなさるといようなことも、今、局長のほうからもありましたが、そういうことも考えられるでしょう。ですから、処理できる、そこにまとめて置いとく場所というのは、もう今や、ここしかありませんので、そこあたりもお願いをしたいというふうに思います。

それから1点聞きたいのは、済みません。先ほどの不燃物の部分は委託業者に手作業をしてもらってからダンピングボックスに入っているというふうに御答弁を聞いたんですが、それでもダンピングボックスの後にまた不適物除去装置っていうのがあるんですよね、ここはね。でも、それでも破砕機投入のところだとかで、火災が起こるっていうことですか。という部分は、ちょっと詳しくお聞かせをいただきたい。1点ですので、よろしくお願いします。

それから、労働条件の部分でね、きっと自治体にお勤めですから、公共サービス基本法については、しっかりと読まれて法遵守でされていると思っています。私、今回ね、この焼却委託の部分で出したのは先ほどもおっしゃった全国都市清掃会議が積算をして、いい例だと私思っているんです、ある意味では。ある意味ではっていうのはね、本当に労働者に対してとか、その下請の企業に対して、適正なお金が支払われているだろうか。公正、透明性が担保できているかというところがとても大事だと思っているからです。必要な給料は払って当たり前です。一番最初に言いました労働者が長い間、働いてくださったら、その技術も向上もしていくでしょうし、熟練していくわけですから、そのことが住民の安心・安全につながりますし、その炉の長期寿命にもつながっていくでしょう。

ですから、そここのところを担保するためにも、この部分がとても大事だというふうに思っているわけです。だから、直接人件費でしっかりと先ほど言いましたけども、個別に代価表もあって、その上、技術経費としても四千数百万円のお金が積まれているわけです。そして先ほども言いました福利厚生費の部分でも、とても短期な方の場合には別ですけれども、ちゃんと法令に遵守して、一定の時間、一定の日数、一定の継続期間があれば、保険や年金が入って当たり前、年休は消化して当たり前という

ところで、本当に労働者は守られていますかというところをチェックしていただきたいんです。

この間、ここではありませんが、違う自治体の労働者、時間給1,000円なんですよ。最低賃金は守られています。残念ながら交通費が出ていないので、交通費を差引くと最低賃金を切るという労働相談をもらいました。このような状況が実際にあるわけです。ですから、先ほど言いました公共サービス基本法の8条で責任の明確化が書かれている。これは民間が労働者を契約で雇ったって、そのお金を払っているのは自治体やねんから、しっかり自治体が責任をとらなあかんよと。その問題を指摘できるのは自治体ですよと、明確に書かれていますし、第11条では国及び地方公共団体は安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとする。これはもちろん罰則規定もあります。でも、施設組合は法遵守でいくのならば、労働環境の整備に必要な施策を講じなければならないわけです。民民の契約やからってほっとくのは、施策を講じていない、法違反になるのではありませんか、という趣旨で質問させてもらっています。

ですので、法遵守の施設組合として、この場所で働いている、施設組合で働いている労働者の労働条件の確保、法遵守です。労働環境の整備に関して、施設組合としては必要な施策は具体的に何をなさっていますかということは、明確にお聞かせください。

もちろんね、すべての労働者をチェックするということは、なかなか大変だと思いますが、私は施設組合がね、何人かの労働者からちゃんと年休取れているか、時間給何ぼで働いているっていうようなことをピッピッって聞くだけでも、随分、抑止力になっていくと思っています。これはお金もかかりませんし、余り手間暇もかかりません。

そういう思いで施設組合が企業も守るし、労働者も守るし、地域住民を守っていきますよという態度を明確にすることがとても大事だというふうに思って、今回も質問をさせていただいていますので、その立場でもうこれ最後になりましたので、御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 課長。

○施設管理課長（大上 肇君） まず、1点目の不燃物の手作業という関係でございます。ごみといたしましては、まず、収集車がプラットホームに入ってきてまして、まず、ストックヤードにごみをおろします。その中で、ヤードの中でいわば委託業者によりまして、燃えるごみと燃えないごみに選別いたします。その燃えないごみに関しましては、先ほど言われましたダンピングボックスに持っていきまして、そこから不燃物はごみピットに投入いたします。

先ほど不適物除去装置でございますけども、いわば、これはごみの中で大きなごみ、手で持てないごみの関係でございます。それに関しましては、ダンピングボックスにおろしまして、その上にホイストのクレーンがございます。それにつり上げまして、横のヤードに持っていくというふうなものが

不適物除去装置でございます。

1点は以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） この公契約の関係でございます。

御指摘のように、公平・透明性を確保するという事は、大変大切なことでございまして、当然、組合といたしましても、法遵守のあり方は揺るがないものであろうかと思っております。組合として、こういう公契約、こういう契約にかかわってくる中で、どう担保していくのかという部分であろうかと思っておりますけれども、やはりその契約時でございますとか、入札時、そういったときに一定の何らかの方法をとるということが一つの手だてであろうかとも思っております。そのあたり、まだまだ勉強していかないといけない部分、多々あろうかと思っておりますが、契約関係、特に川西市のほうに準拠している部分もございまして、もう一度、そのあたりもよく勉強して、より適正な様になっていくように努めてまいりたいと考えております。

何とぞよろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 次に、10番、平岡 譲議員。

10番、平岡 譲議員。

○10番（平岡 謙君） 川西市選出の平岡でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問でございますが、前回の施設組合議会の歳入歳出決算認定でも質疑のありましたプラスチック製容器包装リサイクルのあり方について、2項目5点にわたり質問をさせていただきます。

1項目めの質問でございますが、プラスチック製容器包装のリサイクルに係る施設組合のコストについてお伺いをいたします。

施設組合では、プラスチック製容器包装ごみの処理について、容器包装リサイクル法に基づき、再資源化処理をしております。

再資源化による施設組合の役割としては、リサイクルプラザにおきまして、1市3町から収集運搬搬入されました容器包装を選別し、異物除去などを行い、分別基準に適合させ、圧縮こん包をして、資源物として保管をいたします。資源物については再資源化するため、容器包装リサイクル協会へ委託費を払い、引き渡されております。

容器包装リサイクル法における再資源化に係る自治体の役割、つまり費用負担は財政を圧迫させている、市民からそんな指摘もございまして、幾つか御質問をさせていただきます。

私自身、容器包装リサイクル協会を通じての容器包装リサイクルを全く否定するものではございませんが、容器包装リサイクル法で進めるリサイクル費用の約8割、分別収集から選別・保管費用と聞き及んでおります。当然、リサイクルを進めようとするほど、自治体のコストは増加し、財政

を圧迫することになっております。

平成21年度の施設組合へのプラスチック製容器包装の搬入量は、707.19トン、一日平均7.42トンございました。そのうちの89%に当たる2,416.18トン、一日平均6.62トンがリサイクルプラザで分別基準適合物として生成され、資源物として容器包装リサイクル協会へ再資源化すべく引き渡しをされました。

そこでお聞きをいたします。

前回の定例議会歳入歳出決算審議でも御質問がございましたが、プラスチック製容器包装リサイクルにおける選別やこん包、保管などの経費、容器包装リサイクル協会への委託料などにかかるコストについて教えていただきたいのですが、1点目、平成21年度の決算参考資料によりますと、リサイクル事業における再商品化業務委託料、選別部門の業務委託料、圧縮形成部門業務委託料合わせて約5,974万円ではありますが、需用費等も含めるとプラスチック製容器包装処理にかかるコストは年間幾らぐらいなのか、教えていただきたい。

2点目、プラスチック製容器包装を焼却炉で可燃ごみと混焼した場合、どれくらいのコスト削減になるのか、お伺いをいたします。

3点目、プラスチック製容器包装リサイクルにかかるコストの妥当性について、どのようにお考えなのか、教えていただきたい。

2項目めの質問は、より有効な資源化についてです。

平成22年度、プラスチック製容器包装リサイクル資源物の容器包装リサイクル協会を通じての再商品化委託事業先は、新日鉄大分工場と広島のコーヨーリサイクルセンターで、コークス炉化学原料化リサイクル1,108トンと材料リサイクル1,413トン、合計約2,500トンが引き渡され、再資源化をされておる状況でございます。

容器包装リサイクル協会は、保管先から引き渡されたリサイクル収集物について、リサイクルに必要なと想定されていた費用に対し、実際にかかった費用が下回った場合、差額の2分の1を分別の質がすぐれているなどで認定された自治体へ再商品化合理化拠出金として支払いをされます。

さらに、再商品化合理化拠出金を品質基準と費用の低減化による貢献度に分け、配分をそれぞれ2分の1ずつに分けております。それを各自治体が引き渡した実績量に換算して合計額が支払われます。

平成21年度分の拠出金が平成22年9月に該当する各市町村へ支払われました。猪名川上流広域ごみ施設組合への拠出金は低減額、いわゆる貢献度による配分について1,741万971円、しかしながら、品質基準の配分については拠出基準に該当せずゼロでございました。

平成22年度も猪名川上流ごみ施設組合の2,500トンの圧縮こん包されたプラスチック製容器包装バールの品質は、容器包装比率87.83%であり、異物混入が12.17%もあります。そのうち、汚れの付着、ペットの混入が異物混入の12.17%を100%とすると60%もございます。

したがって、品質評価による配分は受け取ることができません。

いわゆる品質基準による配分には条件がございまして、容器包装比率で90%以上、前年度に比べて2%以上向上した場合、あるいは95%以上の場合でございます。

平成21年度の兵庫県豊岡市の引き渡し実績量は365,778トンで、品質評価は容器包装比率98.2%でAランク評価、一番いい評価を受けております。品質基準による配分金額は501万1,899円ございました。

赤穂市におきましては、282,215トン、品質基準による配分金額は386万6,917円でございます。

1トン当たりの配分金額は約1万3,702円、単純に平成21年度の国崎クリーンセンターの引き渡し量2,295,371トンを掛けるとすると、約3,140万円ほどとなります。品質評価分の総額按分なので一概にこれぐらいとは言えませんが、品質評価基準を満たしていたならば、3,000万円ほどの拠出金が施設組合の収入として計上されたと思いますが、品質基準による拠出金配分の施設組合のお考えをお聞きいたします。

有効な資源化についての2点目の質問でございますが、プラスチック製容器包装ベールの品質向上に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

施設組合が搬出するプラスチック製容器包装ベールの品質、容器包装リサイクル協会の平成21年度プラスチック製容器包装ベールの品質調査結果一覧表によりますと、平成21年度容器包装比率は86.06%、評価的にはB評価、22年には若干向上しました87.8%となっております。選別能力についてはわずかに上昇したものの、しかしながらAランクの90%以上にはほど遠い状況がございます。

容器包装ベールの品質向上は拠出金もそうですが、品質向上の取り組みを行うことにより、市民のごみ分別への意識の向上、施設組合のポテンシャルも上がる。なおかつ、容器包装リサイクル協会への引き渡し量も減り、委託料も減ることになります。

施設組合として現況でよしとするのか、あるいはAランクまでもっていくよう、さらなる分別や選別の徹底により努力するのか、努力するのであれば、どのようにしていくのか、また、引き渡し量の制限等はできないのかお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。よろしく御答弁お願いします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、平岡議員の御質問にお答えいたします。

プラスチック製容器包装リサイクルについての1項目め、プラスチック製容器包装リサイクルに係る施設組合のコストについての御質問であります。

1点目の収集選別費用やこん包、保管経費、容器包装リサイクル協会への委託料などにかかるコス

トにつきましては、平成23年度予算案では、約5,800万円を見込んでおり、人件費や消耗品費、電気代等の必要経費を合計いたしますと、約8,300万円となるものと考えております。

2点目のプラスチック製容器包装を施設内でサーマルリサイクル、可燃ごみと混焼した場合のコスト削減額につきましては、仮の計算ではありますが、委託料、消耗品費、電気代などの当該リサイクル固有の減少経費からプラスチックを焼却・溶融したときの経費を差し引いた分がコスト削減額になるものと考えられます。これを計算いたしますと、減少経費が約7,000万円となり、増加分の消耗品費、燃料費、電気代、スラグ等処分委託料の額が、約2,000万円となり、差し引き約5,000万円の削減額が見込まれるものと考えております。

3点目のリサイクルにかかるコストについての考えであります。基本的には、分別収集された容器包装廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の促進を図り、循環型社会の構築に寄与すべきであり、プラスチック製容器包装につきましても、ごみ処理基本計画で定められた処理を行っております。

したがって、その過程でかかるコストについては必要なものと考えておりますが、可能な限り、抑制に努めてまいりたいと考えております。

御質問の2項目め、より有効な資源化について、御答弁申し上げます。

まず、プラスチック製容器包装ベールの品質向上に向けた取り組みについてであります。

ベールの品質評価は、容器包装リサイクル協会から委嘱を受けた調査員が行います。

抛出金に係る判定は、容器包装比率で調査したベールにどれだけの異物が混入していないかによって決まります。御質問でも触れられましたが、平成21年度は容器包装比率が86.06%で、平成22年度は少し改善し、87.83%でした。容器包装比率が90%以上で、前年度に比べ2%以上向上した場合や、95%以上の場合は、容器包装リサイクル協会から品質に基づく抛出金が配分されますので、残念ながら当センターでは品質に基づく配分はなされておられません。

仮に平成21年度に容器包装リサイクル協会を通じ引き渡した量2,416.18トンで計算いたしますと、御指摘のように約3,000万円ほどになったのではないかと考えられます。

全国的な仕組みでございますので、品質に基づく抛出金を得ることができるよう、次年度に向け選別のさらなる徹底を図る必要があると考えております。

また、住民の皆さんには汚れているもの、汚れが落ちにくいものは、迷わず燃やすごみに分別いただくよう広報紙で繰り返しお願いしているところでございます。

次に、経費節減のために、プラスチック製容器包装の容器包装リサイクル協会への引き渡し量のリサイクル量について制限を設けるべきだと考えるがとの御提案についてでございます。

御提案の制限を設けることは容器包装リサイクル法の目的や住民の皆さんに御負担をおかけし、分別をお願いして搬入されていることを考えますと、経費節減を目的として、引き渡し量を制限することに御理解を得るのは難しいと考えます。

先に申しましたように、汚れているものなどは迷わず燃やすごみに分別いただくことで、また、不適物のさらなる徹底した選別で結果として引き渡し量は減っていくものと見込んでおります。

また、容器包装リサイクル協会への業務委託料については、平成21年度は、市町村負担比率が5%でしたが、平成22年度は3%、平成23年度は1%と負担割合は軽減されてきております。これらにより経費節減に結びついていくものと考えておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

答弁は以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 10番、平岡 議員。

○10番（平岡 議員） どうもありがとうございました。

年間コストで8,300万円、ざっとかかるということなんですが、前回、組合議員の方が容器包装リサイクルについて質問をされたというのがありまして、実際、サーマルリサイクルということで、熱回収として焼却していったとしても、焼却施設には問題ないということがありました。じゃあ、反対に燃やすんじゃないくて、やはり循環型社会を目指してということで、今回の方針でも書かれていた部分があるんですけども、それはそれでリサイクルという概念を今走り出しているということもございまして、これを変えるわけにはいかない。じゃあ、経費についてどう落としていくのかなというのが、これからの課題なのかなと、僕自身は思っているところなんですが、実際、サーマルリサイクルした場合には、減少と増というプラスマイナスの中で5,000万円の削減ができる。削減できたとしたら、コスト的には助かるという部分があるんですが、実際、リサイクルということで進められているということなんで、8,300万円、年間コストがかかっている。

じゃあ、そのリサイクルの適正あるいは効率性というところで考えた場合に、やはり先ほどの資源物ですね。容器包装ベールについての品質を上げて3,000万円程度の拠出金が収入として上がってくるという部分を考えるのであれば、ぜひ、努力をしていっていただきたいというのがあるんですね。

ただし、平成21年度と平成22年度のプラスチック製容器包装ベールの品質なんですが、兵庫県下で平成22年度を見ても、最下位なんですよ。もうご存じだと思うんですけども。容器包装比率評価で最下位ですわ。異物の合計が100%から87.3%引いて12.17%、汚れ・破袋度評価がB、容器包装比率評価ランクもB、これは努力せよということなんですけどね。禁忌品の判定ランクによりますとDということで、一番悪いなと。平成21年から平成22年度でそんなに比率的にはよくなってないというのがあるんですが、平成23年度もこういったリサイクルをしていくということで聞かされているんですけども、じゃあ、それ何で品質が悪いのかということなんですかね。家庭で出す分別の徹底ができてないのか、あるいはもうリサイクルプラザでの選別能力がなかなか向上しないのかな。何でなんだろうねというのがあってね。じゃあ、その分別に関して、例えば

いわゆる食品残渣が結構、このリサイクルプラザから出ていく部分については出ているということで、汚れの付着、いわゆる食品の残渣ですね。それもかなり高い数値が出ております。それとペット区分の容器、いわゆるペットボトルリサイクルじゃなくて、食品の容器等のペットボトルがかなり混入しているというのもデータで出ているわけなんですね。リサイクル協会ですか、そちらが出した資料によりますとね。

そういったところをどう解決していくのかなというのが具体的に見えないので、じゃあ、今後、平成23年度における選別あるいは家庭での分別のあり方、具体的にこういうふうにしようという部分があるのかなのか。その辺、お聞きしておきたいのが1点ございます。

それと年間コストについては聞きましたので、じゃあ、可燃ごみの1トン当たりの処理コスト、国崎クリーンセンターでの処理コストになりますね。分別収集につきましては、各1市3町がやっていますので、可燃ごみの1トン当たりの国崎クリーンセンターでの処理コスト、あるいはプラスチック容器包装1トン当たりの処理コストについて幾らぐらいかかっているのかなというところを教えてください。

それと1回目の質問でちょっとふれたんですが、材料リサイクルといわゆるケミカルリサイクルと、二つ今やっていると思うのですが、平成21年度については新日鉄大分のほうで化学原料化ということでやられていて、平成22年度に入って広島府の材料リサイクルを選ばれたということね、お聞きしているんですけども、施設組合にとってどういったリサイクルが一番よいのかなというところを1点お聞きします。

2回目の質問、以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） プラスチック製容器包装の品質が非常に悪いという御指摘でございまして、これはデータで出ておりますので、そのとおりの数字になってございます。何が悪いのかというふうなことでございますけれども、一つには家庭からの排出のときに汚れたもの、あるいはプラで分別してはいけないものが混入しているという部分があると思いますし、こちらのリサイクルプラザの手選別のほうも能力的にはほぼ100%の能力でやっておるわけでございますけれども、もう少し徹底的に取れないかなという思いも持っております。

したがって、86から87に若干ですけども、率が向上しておるといふふうなことで、一つには、先ほど言いました分別の啓発の効果が少しですけども出たかなというふうに思っています。そして、手選別の業者さんのほうにも一段と徹底した選別をお願いをしておるところでございまして、そんなに伸びしろはないわけでございますけれども、そこをもう少し頑張っていきたいなというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 御質問の2点目、国崎クリーンセンターにおけます可燃ごみ1トン当たりの単価及び容器包装プラスチック1トン当たりの単価についてでございます。可燃ごみにつきましては、焼却溶融処理をいたしますのに1トン当たり、平成23年度の予算案で導き出しますと、1万6,671円、約1万6,700円でございます。また、容器包装プラスチックにつきましては、3万2,783円、約3万2,800円でございます。

それから、リサイクルの手法といたしまして三つございます。マテリアルリサイクル、それから、ケミカルリサイクル、そして最後、サーマルリサイクル、どれを国崎としては優先するのでしょうかということでございます。これは法の趣旨の中にも掲げられてあるんですけども、基本的には1番はマテリアルリサイクル、2番目にケミカルリサイクル、どうしてもやむを得ず、焼却せざるを得ない、プラスチックにつきましては、サーマルリサイクルというふうな順位づけで考えております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 10番、平岡議員。

○10番（平岡 譲君） どうもありがとうございました。

プラスチック製容器包装ベールの限界なのかなということ、100%の能力でやっているということは、まあこれ以上伸びないのかなと。じゃあ、何のために選別をきちんとしているのかなと思いますね。3,000万円の拠出金が入るか入らないか、これはかなり大きな部分だと思います。年間コストで8,300万円かかる。そのうち3,000万円できるのか、できないのか。具体的なやる方向性というのが示されなかったので、再質問するわけなんですけども。

実際に先ほども言ったんですが、家庭での分別ですよ。とりわけペット類、あるいは食品のチューブ類ですよ。ケチャップとかわさびとかね、そんなついているやつを水で流したって、これもエネルギー使うんですよ。もうその辺のものは可燃ごみに入れてくださいと。どっちにしろ、出したときに役に立ちませんからね。その辺をきっちりするのも一つ手だと思いますわ。選別でそれだけ能力100%でやっているのに、同じような形の中で、家庭からのごみが搬入されたら、そら追いつきませんわね。

あるいは、もう選別の段階でできるのであればね、3,000万円入ってくるのを想定して、幾らか人間をふやすのも手かなと一つ、思いますわ。あるいは、ベルトですよ。選別のコンベヤのベルトを少しでもちょっと遅くして、そんなに量にこだわってぎょうさん出す必要もないと思うんですよ。残った分、あるいは、もう可燃物に入れていかなあかんというようなプラスチック結構あると思うんですよ。そこまで細かく選別なんかできないので、もうきれいなものだけをきっちり出して、拠出金もいただいて、これだけのリサイクルをリサイクルプラザではきちんとやっていますよということ、を市民、町民に言っていくほうが、ほんまに分別の啓発効果になると思うんですよ。そうじゃな

いと、何のためにリサイクルサークルやっているのかなという、中途半端なままずっとほっておくような話ではないと思うんですね。

兵庫県下で他の施設が幾つかありまして、80%台というのはこの国崎クリーンセンター入れて二つしか、もうないんですね。もう90%以上、容器包装比率っていうのは上がっている状況にありますので、もう3年目に突入をしますんでね、ぜひとも、この23年度にはせめて90%までいくような具体的な努力というのを見せていただかないと、中途半端でやるのであれば、やむを得ない。先ほどおっしゃいましたが、やむを得ない判断の中でサーマルリサイクルも少し考えていこうかなというような提案をせざるを得ない状況が来るかと思うんですね。コストとリサイクル、なかなか難しい問題があると思うんですけども、リサイクルをすればするほどコストもかかってくるというような中で、じゃあ、自治体として本当の意味で減量化、これも一つですね。それとリサイクル、どういふふうに進めていくのかということを具体的に示していただいて、本当に平成23年度には90%にやっていただきたいことと、その次はもう95%以上、これ達成していかないとだめだと私自身は思いますので、その辺のところをよろしくお願いします。

コストとリサイクルの妥当性というところは、やっぱりこれからも見ていきたいと思いますので、その辺はよろしくお願いを申し上げます。

済みません。ちょっと待ってください。リサイクルの優先についても、先ほど御答弁いただいたように材料リサイクルですね、マテリアル、ケミカルと、あとサーマルリサイクルということで、御答弁ありがとうございました。

先日、川西市の広域ごみ処理施設の特別委員会がございまして、新日鉄大分のほうに視察に行かせていただきました。コークス炉化学減量化法の特徴ということで、いろいろ視察をしてきたわけなんですけれども、やはりこういったところを見てみると、リサイクル、再商品化という部分につきましては、大変勉強になったんですが、ただ、コークス炉の化学原料処理というのは、そんなに分別ということにはちょっと甘くてもいけるような形で、コークス炉の中に石炭と一緒に入れて、そこで蒸し焼きにして、還元剤にするとか、その中から抽出された炭化水素湯ですか、その辺のところもまたリサイクルに使われるということで、減量的にはすばらしいなと思っていたんですが、じゃあ、やはりきっちりとした品質を求められるねということだったんでね。引き取る側としても、品質は材料リサイクルなんか特に求められると思いますので、じゃあ、そのリサイクルされた資源物をじゃあ、何%まで資源化、再商品化できるかというのも今後のリサイクルの方向性だと思いますので、きちんと中間処理していただいて出していただくようお願いするところと、最後にコストとリサイクルの妥当性について、今後、どのように考えられるのか、その辺のところを聞かせていただきますか。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） プラスチック製容器包装のリサイクルの問題、コストが非常にかかっているということでございます。今、国崎クリーンセンターで容器包装リサイクル、ほかのものもありますけれども、資源化するために多額の費用をかけてリサイクルをしているということでございます。これは、なぜそうなっているかというのは、もう御案内のとおりだと思いますけれども、一つには、国の容器包装リサイクル法がございまして、国全体で資源化できるものはできるだけ資源化していつて、いわゆる循環型社会をつくっていかうという大きな枠組みと申しますか、考え方がございます。

そして、国崎クリーンセンターもこれにのっとりまして、ごみ処理基本計画で資源化できるものはできるだけ資源化していく。そして、プラスチック製容器包装についても、先ほど申しました順番で資源化をしていくというふうなことでそういう処理を行っておる。そして、その容器包装リサイクル法の枠組みの中で、指定法人、いわゆる容器包装リサイクル協会に引き渡しをしておるといふような仕組みになっております。

したがって、考え方といたしましては、基本的にはコストはかかってもリサイクルはしていくんだというのが、この国崎クリーンセンターの少なくとも、容器包装プラスチックに関する考え方であろうというふうに考えております。

この大きな枠組みであるとか、法の趣旨とか、そういったものが社会全体で見直される、あるいは変わっていくということがないと、この処理方法は変わらないんじゃないかなというふうに思います。

ただ単にコストという問題で、じゃあ、その処理方法を変えるという考え方は今のその成り立ちから言いますと、考えられないのではないかなと。したがって、かかるコストは仕方がないものだというふうな思いも持っております。

ただ、かかるコストの中でも、じゃあ、どこかに削減できる部分がないかということをしてできるだけ研究していくということ、これは我々としても当然やっていかないかん問題やと思いますし、そんなにたくさんの選択肢はないかもしれませんが、それは引き続き、他の業務も同じですけども、この業務についても、それは頑張って研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（梶田忠勝君） 以上で一般質問を終わります。

| |
|------------|
| 日程第5 議案第1号 |
|------------|

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第5、議案第1号 平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第1号 平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正

予算につきまして説明をいたします。

今回の補正は1回目、これまでの稼働状況等から決算見込みを立て、これに基づく不用額等を調整したもので、第1条におきまして、歳入歳出予算額を8,347万円減額し、総額を21億2,563万円にしようとするものであります。

また、第2条において、平成23年度4月当初から業務を行うものについて、今年度中に契約できるよう5件の債務負担行為補正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長、水越保治君。

○事務局長（水越保治君） それでは、引き続き説明をいたします。

管理者からご説明いただきましたとおり、今回の補正は決算見込みによる不用額等の調整と平成23年度分の債務負担行為をしようとするものであります。

まず、議1-4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正から説明させていただきます。

施設清掃業務等、平成23年度当初から業務を行うものにつきまして、今年度中に業者決定が行えるよう、5件の業務について債務負担行為の補正をしようとするもので、いずれも期間は平成23年度まで、限度額は平成23年度予算に計上しようとする額であります。

続きまして、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出補正予算事項別明細により説明させていただきます。

議1-6、1-7ページをお開きください。

1、総括であります。歳入につきましては、第2款 使用料及び手数料において減額するとともに、第4款 繰越金、第5款 諸収入において増額し、この収入における増減と、歳出における減額とを合わせ、第1款 分担金及び負担金を減額しております。

歳出につきましては、第1款 議会費、第2款 総務費、第3款 衛生費で減額補正をしております。

それでは、歳入の詳細であります。議1-8、1-9ページをお開きください。

2、歳入、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金 第1目 市町負担金におきまして、1億3,050万6,000円を減額しようとするものであります。

これによりまして、各市町の負担金は、当初予算に比べ、川西市では9,010万4,000円、猪名川町では2,147万7,000円、豊能町では1,575万2,000円、能勢町では317万3,000円減額となります。

次に、第2款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第1目 施設使用料におきまして、多目的広

場の貸し出し休止等に伴い、99万4,000円減額しようとするものであります。

同じく、第2項 手数料 第1目 ごみ処理手数料におきまして、これまでの収入実績により400万円減額するとともに、第2目 情報公開手数料におきまして8,000円増額しようとするものであります。

第4款 繰越金 第1項 繰越金 第1目繰越金におきましては、4,443万円を増額するものです。この繰越金につきましては、昨年8月の定例会において認定いただきました平成21年度決算による前年度からの繰越金を充当するものであります。

次に、第5款 諸収入 第1項 預金利子 第1目 預金利子におきまして、7万7,000円の増額であります。

議1-10、1-11をお開きください。

同じく第5款 諸収入 第2項 雑入 第1目 雑入におきましては、751万5,000円の増額であります。売電収入で売電単価が下がったこと等から減額となりましたが、有価物売払収入や容器包装リサイクル協会拠出金等で増額となったため、全体で増額になったものであります。

次に、歳出であります。議1-12、1-13ページをお開きください。

3、歳出、第1款 議会費 第1項 議会費 第1目 議会費におきまして、20万円を減額しようとするものでありますが、これは第13節 委託料で、会議録作成における業務委託料を減額しております。

次に、議1-14、1-15ページをお開きください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費におきまして654万円を減額しようとするものでありますが、これは第1節 報酬で情報公開審査会の委員報酬の減、第8節 報償費では環境保全委員会の委員報償費の減、第13節 委託料においては清掃業務等入札差金等の不用額調整による減、19節 負担金補助及び交付金における給与費等負担金の減等によるものであります。

第4目 緑地等維持管理費につきましては、第13節 委託料で入札差金及び防獣ネット設置等に係る不用額調整により169万円の減額であります。

次に、議1-16、1-17ページをお開きください。

第3款 衛生費、第1項 清掃費、第2目 施設管理費におきましては1,624万円の減額であります。

第13節 委託料において、排出源分析業務、環境影響評価事後調査業務など業務委託料の入札等差金を主なものとして1,191万円の減額であります。また、第19節 負担金補助及び交付金においては、給与費等負担金等で411万円の減額であります。

第3目 ごみ処理費では5,810万円の減額であります。第11節 需用費において、消耗品費で薬品類等の使用実績が当初想定より減っていることを主なものとして2,774万円の減額であ

ります。第13節 委託料におきましては、施設点検整備委託料やスラグ等最終処分物の運搬や処分費等の実績に基づく業務委託料の減額を主なものとして3,036万円の減額であります。

第4目 啓発費では70万円の減額であります。第11節 需用費で修繕料の減、第13節 委託料で指定管理料の減によるものであります。

説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 全般でよろしいですかね。

○議長（梶田忠勝君） はい、全般で結構です。

○9番（黒田美智君） 1-4の第2表の債務負担行為のところを教えていただきたいのが3点。

施設清掃業務のこの施設清掃というのは、どの施設というところのちょっと具体的な範囲を教えてください。この施設清掃業務は委託業者は1社でしょうか。何社で請け負うのかみたいなどころを教えてください。もう一つ、下から二つ目の、廃棄物運搬業務の部分は委託業者は何社あるのかというのが一つ。

それから一番下の、管理運営事業契約に係る支援業務という形で、新たにコンサルへの委託料かなと思うんですが、中身について具体的に教えていただきたいのと、必要なかという部分です。

職員では補えないのかというところをちょっと重点に教えてください。

まずそれだけ。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） まず、1点目の清掃業務の関係でございますけれども、清掃の範囲いたしましては、私どもこの管理棟、リサイクル棟、それから焼却棟、この三つに係るものでございます。清掃を行っている業者は1社でございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 2点目の廃棄物運搬業務は何社かということでございます。一応1社を予定しております。

それから、管理運営事業契約に係る支援業務の中身についてということでございます。

これは、こちらの焼却施設、熔融施設の運転管理、それから点検整備、それぞれ委託をしておるわけですけども、これの運転管理につきまして、平成23年度で期間が満了し、新しい相手方を見つけ

る必要がございます。

これに当たりまして、実際、今まで2年間やってきました実績をもとにいたしまして、経済的運転システム、あるいは業務の改善計画、それから長期的な修繕の計画、そういう管理運営上の技術的な課題を抽出し、その対応策を検討するというのが1点と、それから施設の特性を踏まえた事業契約形態を検討する、及び契約に至るまでの全体のスケジュールについて検討をしようとするものでございます。

具体的に言いますと、従来の契約の方法に一体どういう所に問題があるのかというところを考えると、運転委託管理では、本施設固有の運転管理に関するノウハウが、実際に短期間では蓄積されにくい。また、運転管理経費の削減努力というものが期待できない。それと物品ですとか、用液調達に関しましても節約努力というものが期待できない。

それから、点検補修に関しましては、補修の必要性の判断ですとか、工事発注については施工メーカーですとか、運転管理会社の提案ですとか、見積もりをもとに予算立てしていくわけになってまいります。その補修費の高まりへの危惧、補修の必要性、補修の時期ですとか範囲、そういうものが疑問が払拭できないというような課題を抱えておるといふふうに認識しております。

こういった課題に対応するための対策をコンサルのほうに業務発注しようと思っております。私どもがこちらの施設を管理運営する中で、初期トラブル等に対する対応については、技術を高めながら、一通り対応はとれてきたかなというふうに思っております。そういう技術の高め方にはいそしんでまいりました。

ただ、今申しましたような課題に対する対応と言いますのは、また違った技術と言いましょか、知見に基づくデータ収集が必要なのではないかな。ある意味、第三者的な立場からの判断、分析、そういうものをもとに今後の運営態勢、運営の契約というものを考えていく必要があるのではないかと思います。ここに掲げております業務の委託を上げさせていただいております。

職員ではできないのかということに対する御回答は、以上のようなことでございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 施設清掃業務のところ、管理棟だとかリサイクル棟の清掃ですよということなので、1点確認は、リサイクル施設については、違う所が指定管理というところでされていますが、その指定管理者は清掃はしないということになっているわけですね。ということが確認。

それから、その595万4,000円と。今これはその額でどうこうというわけではありませんが、債務負担行為なので。

そのもともとのところで、高性能の機械というところでの部分というのは、私たち素人にもよくわからない部分があるんですが、しっかりと職員のほうでやっていきますよという方向性の中で、今の

運転管理業者の所に委託になった。

いろいろな、今おっしゃったような課題が随分見えてきているというところと、何かすごく矛盾があるなど。

もっとしっかりと、それこそ施設組合の職員が、そういったことも含めて、この丸々2年間高めていけるような状況になるのではないかというふうに期待もしていたし、逆にまたこのコンサルという所にかなり大きなお金を出して、ゆだねていくという方向ではなくて、職員をしっかりと育てていく、専門家としての、施設組合の職員を育てていくということのほうがとても大事なように思うんですが、そのあたりの絡みはいかがなんでしょうか。二つ。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） 清掃の関係でございますが、指定管理者の部分でお尋ねでございます。

清掃のほうは、日常清掃業務と定期清掃という形で行っておりまして、この委託業者のほう、そういう総合的な清掃業務を行っております。

当然指定管理者、これは毎朝掃除するわけでございますので、指定管理者業務する中で、当然何か散らかったり汚れたりすることは、そういう清掃は当然その指定管理者の中で行うわけでございますけれども、いわゆる総合清掃というものにつきましては、この委託業者が行っております。指定管理者のほうで行っておる状況ではございません。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 管理運営事業契約に係る支援業務の関係で、職員を育てていくほうに努力を傾注すべきでないかという御意見でございますけれども、職員が管理能力を高めていっているというのは、2年間、徐々にではありますけれども、そういう経験を積んで、管理能力は高まってきているとは思いますが、何分、今回の支援業務につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、平成23年度で一応委託期間が終わる業務、焼却施設の管理運営業務委託並びに点検整備の業務でございますけれども、特に管理運営業務の委託につきましては、平成23年度で3年間の期間が終わると。そして24年度から新たな受託者を決定していくと。24年度からの委託者を決めていくということが、平成23年度中に行われなければならないという期間的なものもございまして、それと何よりもこのコンサル、こういうこの運転管理の業務の内容を細かく分析して、どこに課題があるかとか、どういった問題点があるかとか、どこにより経済的な運転方法が見い出せるかといったことを提案する能力のある業者を選んでまいりたいと思っておりますので、職員の育成ということにつきましては、このこととは別のこととなりますけれども、あわせてやっていきたいと思っております。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

3番 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ページ1-17ですけれども、この前もちょっとお聞きしたんですが、衛生費じゃなくて、ごみ処理費の中ですね。薬品代が非常に減ってきているというふうなお話だったんですけれども、その原因といたしますか、どこら辺の薬品が減っているか、どの部分の薬品が減っているかということをごちょっと教えてください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 薬品につきましては、焼却施設、溶融施設、さまざまなものがございます。代表的なものでも15品目ぐらいございます。

ただ、この予算減額に至ります要因といたしましては、まず溶融飛灰固化物処理用のキレート剤、これが、この後、議員総会のほうで御説明させていただくわけですが、溶融飛灰固化物の処分先を変更したことに伴いまして、そのキレート剤が不要になったということで、その分の減額が大きくなります。それと苛性ソーダ、これは排ガス処理施設の中の湿式有害ガス除去装置の中で使用する薬品ですが、こちらのほうが少なく実態としてなっておるところ、この2点が大きく要因としてございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） よろしいか。はい。

ほかに。

9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 1-8、1-9の所です。

02 使用料及び手数料の所で、多目的広場の施設使用料が減額になっているんですが、この多目的広場の状況の今を知らせてください、というのが1点。

その部分で、確かこの多目的広場の管理は、先ほどのリサイクルプラザ啓発施設の指定管理者だと思っておりますけれども、そこでの指定管理料との絡みだとかというので、後ほどだか、減額30万というのは、これは指定管理料で出てくるんですけれども、そのあたりのことも含めて、ちょっとお知らせをください、というのが1点。

それから、もう一つが、1-12、13の所で、議会運営事業の所で、会議録の所で、20万のマイナスになっているんですが、施設組合として、この施設組合議会の会議録をホームページ上にすべて、今は要約で掲載をなさっていると思いますが、すべて会議録として公開していきましょうという方向性があるかないか。検討なさっているのかどうか、というのが1点。

それから、もう一つが、議の1-14、15の所の04 緑地等維持管理費の、この緑地というのはどこになりますかというのと、169万、入札差金だけですか、マイナスの部分がね、というのがちょっと聞きたいのが質問です。

お願いします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） まず、多目的広場の現状でございます。

多目的広場につきましては、21年の12月に御利用いただいたのを最後に、現在まで貸し出しを中止しております。長期間にわたり、御利用いただけない状況でございますことは、大変申しわけなく思っているところでございます。

まず、これまでの経緯、若干現状を申し上げる前に、これまでの経緯も含めて御説明申し上げます。降雨によりまして、グラウンドコンディションが非常に極端に悪い中で御利用いただいたということで、広い面積で芝生が根っこからはがれてしまっております。芝生養生に大変時間がかかっているところで、やっと全体的に芝が整いつつあるのかなというところが現状でございます。

また、この多目的広場でございますけれども、水はけの問題もございまして、こちらのほうも改修に時間を要しているところでございます。

ただ、この多目的は、もともと二つの機能を持たしております。

一つ目には、降雨時に雨水をいったんためておく。一気に外に流れ出さないという形で、調整池といったらいいんでしょうか、そういったような機能も持たせております。

したがって、周辺部を、グラウンドの周辺部10センチほど高くいたしまして、また中心部から周辺にかけての勾配も、一般のグラウンドに比べて大変緩く設計されております。横に水を抜くのではなくて、いったんスポンジのように保水するという機能を持たしております。

もう一つの機能は、もう当然あれでございますけれども、多目的広場として、運動などに使う機能でございまして、こちらのほうは当然水はけがよいことが求められております。

二つの相反する機能がございまして、そのちょうどよいぐあいというんですか、保水もして、多目的広場としても使えると。そういう、どこに持っていくのかというところで探っているところでございます。実際、一昨年3月にも、そういった工事も一部行いました。

ただ、やはりまだ保水にふれているという状況がございまして、再度工法を変えて、昨年の11月、試験的な工事を行っております。

一定そちらのほうに効果がでていっているようでございまして、また3月、これは雨が降らないとなかなか場所の特定とかそういったものができませんので、ちょっとこのところ非常に雨量が少のうございまして、なかなかそのあたり取り組めないんですけども、できれば、3月まとまった雨が降りましたら、そのあたりに全面的なそういう工事を行っていきたくと。

それを受けまして、今後の予定、現状こうやって予定になってしまうんですけども、芝が完全に活着すると思われる梅雨明け7月ごろから、そういった御利用をしていただけないかと思込んでいるところでございます。

次に、会議録の関係でございます。

ホームページで公開するという部分でございますけれども、現状の部分につきましては、既に公開いたしております。過去にさかのぼってということは、ちょっとなかなかその記録の保管、保持状態というのがございますので、あれですけども、今、これからやっていっている分につきましては、公開しております。

それから、緑地の部分でございます。

緑地の部分につきましては、一応この私ども組合が補助している里山林、それからこの周辺の樹木、もちろんまた多目的広場の芝生、そういった部分を広い面積で含んでいるものでございます。

そして、この補正減があった部分で、169万円あった部分でございますけれども、基本的には多目的広場の整地費の部分でございますとか、また樹木の剪定、そういった部分、またシカ柵等の設置といったところもあるわけでございますが、補正減になった主な理由といたしましては、やはりシカ柵等の設置という部分につきまして、項目をちょっと見直しまして、次年度、そういう里山整備構想の計画をもととしておりますので、そういったものを受けて、またどのあたりまでしていくのかというところを細部進めていきたいという部分もございますので、今回につきましては補正減したという部分でございます。

それから、広場の維持管理、指定管理者がしているのかという御質問でございますけれども、例えばこの夏非常に雨が少のうございましたので、そういう水やりなどにつきましても、指定管理者が実施しております。

ただ、本来貸し出ししてございましたら、そこら辺のところも行うわけでございますけれども、今回指定管理料の減額という部分は、その部分での減額ではございません。指定管理料としての支払ったものとの差でございます。そういったもので減額になっております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） よろしいか。

はい、ほかに。

3番 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 先ほどの所で、ちょっともう1回戻っていただきたんですが、議1-17です。

先ほど教えていただいた、薬品の減ということで、キレート剤が減るということは溶融飛灰のリサイクルということでよくわかりました。

苛性ソーダ、湿式有害ガス除去装置の苛性ソーダの減という、その理由について教えてください。

それと、活水炭吸着塔のカートリッジの取り換えありますね。それはここの中には入っていないんですか。消耗品の中に入っていないんですか。入ってませんか。それはどこに入ってますか。

○議長（梶田忠勝君） ちょっとやりとりやめて。一つずつ手を挙げてください。

答弁。はい、事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 苛性ソーダの減額につきましては、これは実際の使用料が予算時で見込んでおりました量よりも減ってきたということで、521万2,000円が今回減額をする金額としてこの中に含んでおります。

それから、活性炭吸着塔のカートリッジの交換費用につきましては、今回、平成22年度の補正予算といたしまして、委託料13の01 施設保守点検委託料で、今回1,655万減額の補正を上げさせていただいております、この中の、本来の委託料の中に含まれております。

この1,655万の減額の中身につきましては、基本的に、当初予定しておりました保守点検の中で、パッキンですとか、フィルター、ベルト、ベアリング、カッターの刃物等、交換部品を整備の中で予定しておったわけですけれども、費用が可能な限り抑える必要がございますので、予備品として、組合のほうにもらっておりました、そういう今言いました消耗品的な部品を、この点検整備の中で、私どものほうから利用しなさいということで、その部品を、こちらのほうの予備品のほうで賄ったことによりまして、費用をこの1,655万削減をさしたというところでございます。

予備品と申しますのは、この施設が平成21年3月の折に竣工いたしております。その竣工しました折に、メーカーのほうから提供されたものでございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかにありませんか。

9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 先ほどちょっと聞き忘れた部分です。

1-8の1-9の所の、多目的広場の部分で、昨年3月工事、また11月に工事をなさっているんですが、この費用はすべて造成工事を行った会社が持っている部分ですかね、という確認と、今後も落ち着くまでは、そういう補償になっていくんでしょうか、というところをお聞かせください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） すべて瑕疵で対応しております。

今後とも瑕疵で対応していく形になります。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 瑕疵ということで対応なんです、機械ですと、3年ということがありましたが、その造成の部分というのはどうなるんでしょうか。

継続している部分については、3年たとうが4年たとうが、ということになっていくんでしょうか。その確認を。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） この多目的広場の状況でございますけれども、ある意味、線で切ったように、これここまで来たらOKで、ここまでここから先はだめだよという部分は、ある意味幅がある部分があるかと思っております。

基本的にはやはり瑕疵担保ですから、3年の期間の中で解決していかなければならないと思っております。

ですがいまして、今現状、全く使えないという状況ではございませんが、御利用に供していないというところがありますので、やはりこれは何とか利用できるように持っていくというのがゴールであろうかと思っております。3年以内にそこに持っていくという形で臨んでおります。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） よろしいですか、ほかに。

それでは、質疑を終結して討論に入ります。

討論はありませんか。

9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 補正予算というところでは賛成という立場でなんですけれども、先ほども言いました、一番最初の所で、本当に排ガス基準も世界一だというような形で高性能の機器を入れていくというところで、民間の企業に性能のいい機械を入れていただいた。

その運転管理については、直営か委託かという所でも議論をさせていただいたときに、しっかりとその施設組合の職員も勉強もして、その専門家たちとも対応していくというような形で、今という時期を迎えていると思うんですね。

もちろん、本格稼働して2年という時期なので、それが早いか遅いかというところなんですけど、何かあると、こう民間の企業にすべてやっぱりゆだねていくというあり方というのが、私はいかがなものかなというふうに思っています。

もちろん、専門的なノウハウという部分があったりとか、技術みたいな部分もあると思うんですが、ぜひ施設組合の職員として、しっかり育っていくというようなことも含めて、ぜひ検討もしていただきたいし、その方向も今後入れていただきたいというふうに思います。

そして、先ほどの造成の部分なんですけど、住民の中には、あの多目的広場の使用をうんと楽しみになさってきて、何かこのままずるずると来ているというところで、3月の雨の多い時期を見て、今後のことを決めていきたいと思いますということなんですけれども、ぜひ住民のほうにもしっかり情報も流していただいて、期待もしながらですし、今、瑕疵担保の3年というところの部分で、やっぱりしっかりと、これ以上のお金を施設組合として払っていくという状況ではなくて、また予算のときに話題になるかもわかりませんが、ぜひそのところがしっかりと、本当にその3年以内に、十分利活用できるような状況まで持っていっていただきたいという要望だけお願いをしておきます。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） ほかにありませんか。

それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認め、よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

| |
|------------|
| 日程第6 議案第2号 |
|------------|

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第6、議案第2号、平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者 大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第2号 平成23年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算につきまして、説明をいたします。

本案は、冒頭説明をいたしました事業方針に基づき、平成23年度予算を定めようとするものであります。

第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億5,246万6,000円と定めようとするものであります。

また、第2条では、歳出予算の流用について定めております。

詳細につきましては、事務局長のほうより説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長 水越保治君。

○事務局長（水越保治君） それでは、引き続き、平成23年度予算について説明いたします。

恐れ入りますが、議案書、議2-2、2-3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算であります。

歳入におきましては、第1款 分担金及び負担金、第2款 使用料及び手数料、第3款 繰越金、第4款 諸収入の区分において、また歳出におきましては、第1款 議会費、第2款 総務費、第3款 衛生費、第4款 公債費、第5款 予備費の区分において、それぞれ25億5,246万6,000円としようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

議2-4から議2-7ページで、歳入歳出の総括を記載しております。

この主な内容であります、議2-8、2-9ページをお開きください。

まず、歳入であります、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金において23億1,739万7,000円を計上し、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 施設使用料で68万4,000円、第2目 公有財産使用料で3万8,000円を計上しております。

また、第2項 手数料では、第1目 ごみ処理手数料として、事業系等の一般廃棄物処理手数料としてごみ受入実績から10キログラム当たり80円の手数料で1億3,400万円を計上し、第2目 情報公開手数料については科目設置としております。

次に、第3款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金については、同じく科目設置としております。

議2-10、2-11ページをお開きください。

第4款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子については、科目設置としております。

また、第2項 雑入、第1目 雑入において、1億34万4,000円を計上しております。

なお、雑入の主な内訳でございますが、実績を踏まえ、有価物売払収入で2,600万円、売電収入で5,300万円、容器包装リサイクル協会からの拠出金として1,900万円を計上しております。

続きまして、議2-12、2-13ページをお開きください。

歳出であります。

まず、第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費におきましては、第1節 報酬から第13節 委託料まで、組合議会に要する経費として207万1,000円を計上しており、事業といたしましては、議会費人件費と議会運営事業の2事業としております。

まず、議会費人件費では、第1節 報酬で、議会議員18名の報酬109万8,000円を主なものとして、事業合計109万9,000円を計上し、議会運営事業では、第13節 委託料で、会議録作成業務委託料81万円を主なものとして、事業合計で97万2,000円を計上しております。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。

第1節 報酬から第19節 負担金補助及び交付金まで、8,558万円を計上しており、事業といたしましては、一般管理費人件費から環境保全委員会事業までの3事業としております。

まず、一般管理費人件費では、第1節 報酬で、特別職報酬と情報公開審査会の委員報酬として70万8,000円、第19節 負担金補助及び交付金で、事務局長及び総務課職員計6名の給与費等負担金6,100万円を計上しており、事業合計では6,170万9,000円を計上しております。

次に、総務管理事業では、第11節 需用費で、消耗品費として、事務及び管理用品に係る費用と

して136万7,000円を、印刷製本費では、組合広報紙の印刷費及び例規集加除等で198万8,000円を主なものとして359万8,000円を計上し、議2-14、2-15ページに移りまして、第12節 役務費では、郵便料のほか、電話代、インターネットに係る通信運搬費で91万7,000円を、手数料では広報紙配布のための費用を主なものとして269万3,000円を、また火災保険料等で202万円、計563万円を計上しております。

第13節 委託料では、施設の清掃業務や除虫消毒業務等に係る委託料として813万円を計上し、第14節 使用料及び賃借料ではOA機器等事務機器の使用料、自動車借上料を主なものとして425万5,000円を計上しており、事業合計では2,209万5,000円を計上しております。

環境保全委員会事業におきましては、委員の報償費、資料の郵送に係る役務費及び議事録作成委託料により、合計177万6,000円を計上しております。

次に、第2目 公平委員会費におきましては、委員報酬等の経費を、また第3目 緑地等維持管理費では、緑地等維持管理事業の第13節 委託料において、芝生や植木等の維持管理業務及び組合が所有する里山林の利活用に向けた指針となる里山整備構想計画策定業務に係る委託料として389万9,000円を計上し、合計411万3,000円としております。

次に、議2-16、2-17ページをお開きください。

第2項 監査委員費、第1目 監査委員費では、委員報酬等の経費を計上しております。

次に、第3款 衛生費、第1項 清掃費、第1目 施設管理費につきましては、第1節 報酬から第19節 負担金補助及び交付金までで1億5,924万2,000円を計上しております。

事業別では、施設管理人件費と施設管理事業の2事業としております。

まず、施設管理人件費では、第1節 報酬で、ボイラー・タービン主任技術者1名及びリサイクル施設嘱託員1名を雇い入れるため、674万2,000円を計上しております。

第4節 共済費では、社会保険料を主なものとして52万9,000円、第19節 負担金補助及び交付金では、施設管理課職員10名の給与費等負担金で1億円を計上しております。事業合計では1億731万1,000円を計上しております。

次に、施設管理事業では、第11節 需用費において、消耗品費で、施設管理課の事務用品、作業服及び安全用具等の費用で123万8,000円、修繕料の157万5,000円を主なものとして294万2,000円を計上し、第12節 役務費では、周辺地域の排ガス表示板用通信費を主なものとして37万7,000円を計上するとともに、第13節 委託料では、昇降機等の設備保守管理委託料で594万3,000円、排出源分析業務や環境影響評価事後調査業務、施設の運転管理や暇庇検査等の技術支援業務及び管理運営事業に係る支援業務等の業務委託料4,214万円を主なものとして合計4,808万3,000円を計上し、事業合計では5,193万1,000円を計上しております。

次に、第2目 ごみ処理費で、焼却施設及びリサイクル施設の運転等に必要経費として、第11節 需用費から第19節 負担金補助及び交付金までで12億971万7,000円を計上しております。

事業区分は、焼却事業とリサイクル事業の2事業としております。

まず、焼却事業の第11節 需用費では、議2-18、2-19ページに移りまして、消耗品費で焼却施設の排ガス処理や、飛灰の安定剤等の薬品類の経費として9,381万6,000円、燃料費では溶融処理のためのガス代を主なものとして1億8,564万7,000円、光熱水費では、施設電気代、上下水道料で7,674万円、これに修繕料300万円を加え3億5,920万3,000円を計上し、第13節委託料では、焼却施設やリサイクルプラザなどの機器の予防保全対策として実施する点検整備業務に係る設備保守管理委託料で3億9,700万円、スラグ等の運搬・処分に係る業務委託料で5,162万5,000円、また焼却施設の維持管理運営委託料として2億6,423万7,000円の合計7億1,286万2,000円を計上しており、これらにより事業合計では10億7,206万5,000円を計上しております。

リサイクル事業では、第11節 需用費において、消耗品費で、搬出物の梱包用資材を主なものとして951万円、燃料費でショベルローダーなどの燃料代として96万円、重機等の修繕料として332万6,000円を、第13節 委託料では、容器包装指定法人業務や処理困難物処理業務、また有害ごみ処理業務などの業務委託料で1,802万3,000円、リサイクルプラザ4部門に委託している施設管理運営委託料で1億442万1,000円の合計1億2,309万5,000円を計上しており、これらにより事業合計では1億3,765万2,000円を計上しております。

次に、第3目 啓発費で、啓発施設の運営費として、第1節 報酬から第18節 備品購入費までで6,952万2,000円を計上しております。

事業といたしましては、啓発費人件費と啓発事業の2事業としております。

まず、啓発費人件費では、第1節 報酬におきまして、指定管理者選定委員会の委員報酬として20万円を計上しております。啓発事業では、第13節 委託料の指定管理料6,870万円を主なものとして、事業合計では6,932万2,000円計上しております。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費の第1目 元金では、起債管理事業として、今年度から新たに平成19年度債の元金償還が始まることから8億3,610万円を、議2-20、2-21ページの第2目利子につきましては、組合債利子として1億8,394万6,000円を計上しております。

第5款 予備費につきましては、例年同様200万円を計上しております。

なお、予算説明資料として、議2-22に債務負担行為に係る調書を、また議2-23には地方債の現在高の見込に関する調書を掲載しております。

説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） はい、ちょっとしばらく休憩を取りたいと思います。

再開は、3時55分としたいと思います。

（休 憩 午後3時45分）

（再 開 午後3時55分）

○議長（梶田忠勝君） 提案理由説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑については、歳入予算と歳出予算に分割したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

それでは、まず歳入予算について質疑はありませんか。

9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 1点だけ。

議2-10、11の所で、売電収入の部分です。

先ほどの補正予算の分で、単価がマイナスになっていますというところで、平成21年度が6,150万だったのが、5,300万円という形で、うんと減っている部分ですが、見通しとして、もう下がったままというような形なのかどうかというところだけお聞かせください。

○議長（梶田忠勝君） 課長。

○施設管理課長（大上 肇君） まず、23年度売電収入の積算根拠でございますけれども、根拠といたしましては、焼却炉の運転計画に関しまして、余り日数的な変化はございません。

それに伴いまして、売電電力量につきましては、22年度4月から9月の実績、10月から3月につきましては、21年度の売電電力量の実績としております。

売電の単価につきましては、各時間帯とも今年度22年度の単価で計算しております。

売電の単価についての見通しでございますけれども、これにつきましては、関西電力のほうから、3月の10日前後に、次年度、平成23年度の各時間帯の売電単価改正ということで報告がございます。郵送で送ってきます。

それに基づきまして、来年度の単価が決まるわけですが、見通しといたしましては、予算作成段階、昨年10月ぐらいに関西電力にお聞きしましたら、やはり次年度の各時間帯の単価につきましては、2月ぐらいに協議いたしまして、3月の時点でないと最終決定はされないということでございますので、23年度売電収入につきましては、22年度、21年度は少し高かったんですけども、22年度、各時間帯、1円でも下がっておりますけれども、その単価で積算しております。そういうこ

とにしますと、5,300万円という形になっております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかにありませんか。

6番 美谷議員。

○6番（美谷芳昭君） 議の2-11、諸収入の中の有価物売払収入2,600万円上がっておりますけど、この中身、教えてもらえませんか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） 有価物の中身でございます。こちらにつきましては、組合の処理の中で有価物として扱っているものでございまして、まず一つは破碎鉄、またスチール、アルミの缶、またガラス、白ガラス、茶ガラス、それからメタル、バッテリー、紙、古紙、古布、以上を有価物として今年度売却しておりますので、23年度も同じような形で売却しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 6番 美谷議員。

○6番（美谷芳昭君） 溶融スラグの灰ですか、これがセメントの原料になるとかいうて、売却して有価物でというようなこと、ちょっと聞いたんですけど、この辺のことはいかがでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 溶融飛灰の固化物につきましては、スラグにつきましては、有価物として出すべく、23年度も研究してまいりたいと思っております。今、有価物として出せれる状況にはございません。有価物としての売払い見込みの収入の中には入れてございません。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかにありませんか。

次に、歳出予算について、質疑はありませんか。

3番 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 2-16です。衛生費の中の施設管理費が、前年度比較で4,403万円の減ということで、それに比例して、ごみ処理費のほうが4,650万の増、この理由について教えてください。

○議長（梶田忠勝君） もう一度、お願いします。

○3番（宮坂満貴子君） 2-16。款3の衛生費です。衛生費の中の施設管理費。下の表ですね。

16ページの下の方です。中の施設管理費が、総計が前年度比較4,403万9,000円の減。それから、ごみ処理費では、4,650万2,000円の増ということになってはいますが、その原因といたしますか、理由を教えてください。

○議長（梶田忠勝君） 課長。

○施設管理課長（大上 肇君） まず、施設管理費の減の関係でございます。

まず、施設管理事業のほうで3, 300万ほど減になっております。この大きな要因といたしましては、13の委託料でございます。

その中で、02 業務委託料の中で、環境影響評価調査業務委託が1, 000万弱下がっております。それと、今年度工事請負ということで、洗車場のさくでございますけれども、その改良工事費というのが150万ありましたが、それも次年度に関しては、必要ありませんので、計上しておりません。

それと、ごみ処理費の関係でございますけれども、大きな要因といたしましては、13 委託料でございます。この中で、設備保守点検委託料、これは施設の点検整備業務でございますけれども、これが今年度は3億2, 000の要求でございましたけれども、23年度は3億9, 700万というふうな要求になってございます。

大きな要因といたしましては、以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子議員） はい、ありがとうございます。よくわかりました。

その中で、議2-17ページの13番 委託料の施設管理費の中の業務委託料ですね。

この環境影響評価の検査の回数を減らすということが、環境保全委員会でもお話があって、委員さん方から、まだしばらくは回数を減らしていく、項目を減らしていくということはやめて、もう少しきちんとそういう検査を行ってほしいというふうな御意見がありました。それについて、どういふふうにご検討されて結局その回数減につなげたのかということ、ちょっとお聞かせください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 今、議員おっしゃいましたように、環境影響評価の事後調査につきまして、今現在、環境保全委員会のほうで、その内容について御協議をいただいております。

保全委員会全体で、その調査の項目ですとか、頻度ですとかということまで細かく詰めるのは、人数も多いことですから、なかなか至難のわざでございますので、学識経験者で評価部会を設けまして、その学識経験者の評価部会を、12月に開催したところでございます。

その内容を受けまして、あさって環境保全委員会がございまして、そちらのほうにその評価部会の案を提案させていただいております。

その内容に従いまして、環境保全事後調査の予算につきまして、予算額を算定いたしまして、計上をさせていただいております。

○議長（梶田忠勝君） 3番 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） わかりました。

17日に環境保全委員会が開かれるということで、その場で保全委員さんには御説明なさるということですね。その希望されていた回数をやはり守っていくことができない。もう減らしていきますということ、評価部会のほうからの答申を受けて、そう決定しましたということをお伝えするということですね。

それから、また環境保全委員さんのほうからですね、それについてのコメントがあると思うんですけども、そのことによってもう変わらないという状況ですね。きょう私たちが予算をこれ審議してもう決定してしまえば、その予算措置はもうなくなるわけですけども、その変更はもうなしということで、御説明されるというだけのこと、あさってはなるわけでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 環境影響評価の事後調査の内容といたしますか、回数とかいうことはですね、環境影響評価の事前の現況調査のときの評価書がございまして、その中に、事後調査のスケジュールの案のようなものが一緒に含まれておりまして、23年度については実施しないというふうな案になっておりました。

それを環境保全委員会のほうで説明をさしていただきまして、大方は御納得をいただいております。うふうに考えております。

ただ、宮坂議員おっしゃってますように、項目によりましては、引き続き実施してほしいというふうなことも聞いておりますので、そうしたことは少し盛り込みながら、この予算を作成をいたしておりますので、ちょっと予算と環境保全委員会への御説明というのが、順序がどっちが先かということにもなるかと思うんですけども、これは御理解いただけるものと思っております。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 3番 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ちょっとここで質問させていただいていいのでしょうか。

先ほどちょっとちらっと説明ありましたが、まだ説明はされてなかったのか、ちょっとお話があったんですけど、活性炭噴霧装置ですね、それをことしから新設稼働されるということでしたけれども、それについての費用の負担というのはどれぐらいあって、それはどこに含まれているのでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 活性炭噴霧装置につきましては、この後、議員総会をお開きいただきまして、そこで御説明をさせていただきます。

その中の水銀対策として、具体的に行いますというふうに御説明をする予定でございます。

設備の設置費用につきましては、もちろんメーカーの負担で行います。

それから、今、議員おっしゃっておられますのは、多分ランニングコストの面だと思っております

が、そのランニングコストも含めまして、そういう対策を取らなければ、要求水準書の基準に合わないわけですから、そういう面も含めて瑕疵であるという位置づけをしております。

予算の中には、したがいまして、その金額が反映するということはございません。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

13番 池上議員。

○13番（池上哲男君） 衛生費の中で、4,600万の施設管理がふえたということで、保守管理委託料がふえたという。3年目に当たって管理を強化するのか、その辺のふえた要因というのは、説明いただけますか。

○議長（梶田忠勝君） 課長。

○施設管理課長（大上 肇君） 施設点検整備の予算がふえた関係でございますけども、先ほども次長説明してございましたけども、要は予備品というのが通常1年分しかございません。

次年度、3年度に当たりますけども、まず大きな要因といたしましては、例えばポンプの開放点検する際の予備品、あるいは消耗品等の在庫がございません。

そういった交換部品の代金、あるいは開放点検をいたしますので、いけば点検に要する工数といえますか、労務者の数がふえたりということがございます。それが大きな要因でございます。

内訳といたしましては、焼却施設においてでございますけども、例えば火格子の駆動部の受けローラー、32交換した、そういった部品代というのもございますので発生いたします。

それとあと、2年度、いけば点検を実施してない機器もございます。2年度は必要ないということで、3年度実施する。機器の台数も、各焼却施設、灰溶融、リサイクルに関しまして、台数がふえてきております。そういった関係で予算のほうがちよっと多くなっておるということでございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

今中議員。

○11番（今中喜明君） 事業方針の中でもうたわれていますんですけど、里山整備の構想計画ということで、予算でいきましたら、議2-15のところです。一番下の段の389万9,000円ですかね。これ業務費になると思うんですけども、周辺に、膨大やいうたらあれ、敷地が、用地がありますけども、このあたりをどう整備しようかということでの委託料と思うんですが、基本的に組合としてどのような形に持っていきたい。また、ここを買収されるときに、いろいろ地域との約束的なこともあったのかどうか。

そういうことも含めて、どう復元して、また利活用していこうかというようなことの方針の作成だと思っておりますが、そのあたりでちょっと組合の方針なり、方向づけなりを説明いただけませんか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） 里山整備構想計画の関係でのお尋ねでございます。

当センターでございますけれども、日本一の里山とこう言われている黒川地域に隣接した里山の中に位置しております。ただ、里山としての役割を得て、かなりの年月がたっております。

建設に当たりまして、環境影響評価を行う中で、放置すれば多様性の低い照葉樹林へと変化していくというふうに考えられているということで、残存緑地の維持管理を行い、多様性が高い落葉広葉樹林を保全していくものとされているところでございます。

このため、遊歩道の整備でございますとか、間伐でございますとか、そういった初期整備、それとまた、エドヒガンやクヌギ、屋上緑化などの造成区域内の植栽が既に実施されているところでございます。

それで、今後のことになりますけれども、生物多様性の保全でございますとか、地域環境の維持、環境学習や生涯学習の場としての創出、そういった新しい時代の里山林としての再生、また地域の住民の方の憩いの場として利用いただける利活用ということが求められております。

このため、今回この計画を策定しようとするものでございますが、基礎調査を行うとともに、整備方針、そして整備のゾーニング、そして利用並びに管理計画、こういったものから成る構想計画を策定いたしまして、計画的に事業を推進していこうと考えているところでございます。

なお、この計画の策定に伴いまして、地元との約束、里山のことに關しての地元との約束というのは存在していないというふうに理解しております。

以上でございます

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

10番 平岡議員。

○10番（平岡 譲君） 議2-18、19で、衛生費の議2-19の所を見てもらったらいいんですが、リサイクル事業ということで、業務委託料ですね。施設管理運営委託料になるのかな。

リサイクル事業の選別部門業務、圧縮形成部門業務のこの予算額というのは、3年契約ということで、ほぼ同一だろうと思うんですが、一般質問等でもちょっと聞いた部分で聞かしていただきたいんですが、平成23年度の予算ということなので、先ほどの事務局長のお言葉をお借りしますと、コストがかかってもリサイクルをしていくんだ、あるいはリサイクルは経費節減が目的ではないということ踏まえて、この予算書に關連して質問させていただきます。

事業方針の中でですね、分別収集された資源ごみをできるだけリサイクルしていくためと、選別作業をより徹底するなど努力するということが書かれております。

あるいは、自治体経営の観点から、効率的かつ効果的な運営を目指してまいりますということなんですが、実際この選別業務、3年間同じような金額の委託料になっていると思うんですけれども、人

数的なところ、あるいは能力的に上がって行くのかどうか。

その辺のところちょっと聞かしてもらえますか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 23年度は、まだ21年度に契約した期間が残っておりますので、21年度、22年度、23年度はほぼ同じ額の契約額に、委託料の額になっておるといふふうに思っております。

したがって、張り付ける人数というのは、特に契約の中で指定されているわけではございませんけれども、ほぼ同じ人数が張り付くんじやないかというふうには思っております。

ただ経費節減というふうなことが先ほどからも話題にのぼっておりますけれども、次の契約の中では、どういったところに節減の要素があるかといったことも、23年度中にはいろいろ研究しながらやっていきたいというふうには思っております。

○議長（梶田忠勝君） 10番 平岡議員。

○10番（平岡 譲君） 容器包装のペールの品質基準というのは、同じような体系であることから考えますと、拠出金について、品質基準の拠出金約3,000万円ぐらいいは入ってこないという部分で思っておればいんですかね。

これ拠出金の算出に当たりましては、平成23年度の分が、24年度の拠出金という収入として入ってくるということなんで、選別リサイクルをするという部分の中で、収入の関係が翌年度にかかってきますので、本来ならもう少しリサイクルの推進という形の中で予算計上してでも容リ協会からの拠出金をいただく方向性というのは、いかがなものかなという、その辺答えてもらえますか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 品質による容リ協会からの拠出金。我々といたしましても、これはもうほしいと、いただきたいというふうには思っております。

ただ、一般質問の中でも答えさしていただいたかとは思いますが、まず一つには、御家庭から排出していただくときに、不適物が混じらないように、できるだけその時点で、ある程度品質が今よりも高いものがこちらに入ってくるというのが一つでありますけれども、こちらのほうでの選別といたしますのは、今与えられた機械設備等の条件の下で選別作業を行いますもので、議員のほうも現場を御視察いただいたかと思うんですけども、ラインの長さであるとか、したがって、そこに立てる人数とかいうのが制限されてくると思いますか、限界がございます。

それでもなお選別の方法を何か工夫をして、より選別の度合いを上げて、品質のよいものを出していくように、努力をしていきたいなど。そして、いつということとは言えませんが、品質による拠出金をいただけるように、あるいはそういったことが堂々と予算書の中に計上できるような状況になっていけば一番いいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 10番 平岡議員。

○10番（平岡 譲君） しつこいようですけども、3年間で、1年間拠出金で3,000万出るとして、約9,000万というのが収入になっていたんじゃないのかなというのがありますので、選別部分で約3,000万の委託料を払っているというのがありますので、4,000万にしても、2,000万円は取れたというようなことを将来的に考えていかないと、何やってんねんて思われても仕方がないということなんでね、一生懸命市民、町民は分別に精入れてはるんですよ。

その中で励みになるようなものがそこにあるのじゃないのかなというのがあるのでね、今回3,000万ということで、3年契約ということで、一つの節目が23年度には終了しますと。その後どう考えていくのかということ、本当に真剣に考えていただいて、ほしいという部分で、もう余り言ってしまうと予算に賛成できなくなりますので、いろいろ考えた中で、ちょっと打ち切りますわ。

よろしくをお願いします。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

3番 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 今のことに関してですけど、先ほどの一般質問の中でも申し上げましたが、この施設の中の状態というのは、なかなかその外から見てわからない。

ごみの処理をする方々の御苦勞、その問題点というのは、収集をしている段階、またはそのごみを排出している人間にはわからないという部分がありますので、そこからの発信、森の泉でいろいろと書いてくださっているんですが、なかなか読んでいただけないという部分もあるので、構成市町の中で、そういうことを、先ほど平岡議員がおっしゃったような、そういう内容のことも含めて、その容リ協会からの返還金という、そういう部分もほとんど知らない。

だれも知らないことなので、そういうことも含めて、もう出すときにはきれいなものを出しましょうと。ちょっと一つでも、自分のうちはきれいに全部きれいにして出したとしても、それが一括でトラックに乗せられてこちらへ来て振りまかれると、一つでも汚れた物があれば再汚染してしまいますので、その時点で全部のごみがB以下、Cランクぐらいに落ちてしまうという現実もありますので、そこら辺を構成市町のほうでやっぱり啓発活動として行っていくような、そういうふうな発信もなさっていただきたいと思います。

それでやはりそのそれをいただくようにしましょう。そのお金をいただいてももらいたいと思いますのでね、そういうことをお願いしておきます。

○議長（梶田忠勝君） 9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 関連の部分です。

先ほど一般質問のときに御答弁がなかったのは、1点確認です。

ストックヤードに不燃物が入って、その後、委託業者によって手作業でダンピングボックスに行くというような状況の中でも、先ほどの部分で行けば、破碎機のところの火災につながったりということがあり得るといふことの確認です。

来年度の予算なんですけれども、同じような人数が配置をされているというところで、今の部分、ダンピングボックスに行くまでの不燃ごみの所に手選別の方が何人おられるのかとか、それからプラスチック製容器包装の所も手選別がありますが、ここに何人おられるとか、缶類の所も手選別のコンベアで何人おられるのかと、それから、ペットの所でも手選別でおられるわけですが、それぞれの人数がわかりますか。

そうしましたら、もしわかるようでしたら、きっと来年もこれぐらいの人数でしょうというところで結構ですので、教えていただきたい部分。

それから、もう一つは、3年契約の中で、先ほど言っていました、焼却部門の委託料が来年度は100万円プラスになっているんですが、何の要因で100万プラスになっているのかというのが1点。

それから、焼却事業もリサイクル事業もなんですが、それぞれの13の委託料の所で、例えば設備保守管理委託料というような部分でいけば、そこは企業としては1企業というふうに理解をして、よろしいでしょうか。

2-19の上の所の13の委託料でしたら、設備保守管理委託料で1社、業務委託料で1社、施設管理運営委託料で1社というような形で認識をして、ほかの所もよろしいですか、というのが確認です。

それで、施設組合としては、直接の委託企業の数と、そこから下請け、孫請けというような形の委託業者の数とかは把握をなさっているのでしょうかというのと、再委託は禁止をしているので、そんなことはありませんというのかというところの御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） まず、1点目の不燃ごみの選別をプラットフォームでして、それでも火災が起きるのかというところでございます。

可能な限り人間の目で見て手で選別しておりますので、非常によく分別、選別はできておると思います。ただ、悲しいかな、莫大な量が毎日入ってまいります。そのごみの、あるいはダンプから下ろされた荷物の中に、ガスボンベであるとか、スプレー缶であるとかいうものが100%除外できるかといいますと、これは決して人間が行いますと至難のわざでございます。

したがって、火災が起き得る可能性は今後もございます。

ただ、昨年9件、確か火災、不適合事象があったと思いますが、今現在6件に減っております。

これは森の泉等で、市民の方に御協力をくださいというお伝えをしておる成果でもありますし、そ

の選別の中で注意をしておる成果でもあるのではないかなというふうに思っております。

それから、各委託業者の選別の人数でございます。

まず、容プラ、あるいはペットボトル、缶の選別をしております企業の人数が、一応11人でございます。その中身といたしまして、実際にその選別をする人数の割り当てを見ますと、プラスチックの手選別、そのコンベアに張り付いている人数は6人でございます。

それから、缶類につきましては2人、ペットボトルにつきましては3人を人数として当ててございます。

それから、不燃ごみ、粗大ごみの選別は、プラットフォームという所で委託を行っておりまして、これは5名。

それから、大型ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ関係につきましては、7名を張り付けております。

それから、圧縮形成の関係では、3名張り付けております。こちらが人数を指示しておるわけではございません。

それから、各、議2-19で上がっております保守管理委託料、このまず、上のごみ処理費用の中の13番委託料の設備保守管理委託料、これは1社でございます。

それから、リサイクル事業の中での13番保守管理委託料、これは今も申し上げましたように、複数の企業のほうが請け負っております。

各、今言いました、ごみ処理の中の焼却事業、それからリサイクル事業、あるいは施設管理の中での13番の委託料の保守管理委託料、焼却事業以外につきましては、相当数、数はございます。

それから、下請けの関係でございます。この焼却設備の保守管理委託につきましては、下請けは入っております。それについては事前に報告をいただいております。何分にも数が非常に多うございます。今手元にその資料もございませんし、何十社とございますので、ちょっと頭の中でも整理はできておりません。そんな状況でございます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 100万円上がりました要因でございます。

今までですね、焼却設備、溶融設備、各露出の作業環境測定は、その委託の中で実施されておりました。ただ、リサイクルプラザのプラットフォームにつきましては、その作業測定環境が行われておりませんでした。

そこで、来年度からは、そのリサイクルの関係のプラットフォームにつきましても、作業環境測定を実施するために、年2回測定をします。その費用分が100万円として上積みをされておるところでございます。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

池上議員。

○13番（池上哲男君） 先ほどの森林の所なんですけどね、緑地。

ここの施設の建設に当たって、周りの森林にも影響を及ぼさないようにということで、3倍の土地に膨れあがったように、私は記憶しているんですが、しばらくこのごみ議会も飛んでますので、途中の経緯はよくわからないんですが、ここで説明あった中では、もう里山としての機能というんか、それは終えていると。ほっとけば山になってしまうという話だったんですが、それを整備して教育的にもつくっていくというような、それは反対するものでも何でもないことなんですけど、当初のこの緑地ということで考えますと、そういう里山の機能を終わっている所を買い増しする必要があったのかどうか。こういった計画が当初から進んでいたのかどうか。

この予算に反対するという意味ではなくて、その時間、時系列で、どういう背景でこの予算組みになっているのか。当初の説明と、ちょっと私途中が飛んでいるから、何度も言いますが、よくわからないので、ちょっと詳しい説明を、もうちょっとだけ詳しく説明いただけますか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 里山の関係が、里山の機能をもう終わっているというのは、里山というのは本来、そのふもとにお住まいになられている方々が薪を取りに行ったりというふうな形で山を利用するということでの里山という位置づけがあるわけですね。

そういう意味では、ここの山は、この焼却施設が建ったということもございまして、そういった機能はもう失われているという意味でございまして。

そして、こちらの施設が、単にごみの中間処理をするというだけの機能ではなしに、大きく言えば地球環境の問題であるとか、そういった環境学習の拠点であるというふうな位置づけもされてきたと。そういったことでこの緑地全体を利活用していこうという意図があったというふうに認識をしております。今回の整備構想の中では、それを具体化していこうということでございまして。

○議長（梶田忠勝君） よろしいか。

7番 多久和議員。

○7番（多久和桂子君） ちょっと関連になってしまうんですけども、これから事業を推進していくにもかかわらず、予算のほうは88万円、ここ主に里山事業がやられていくわけですね、減されているということに対して、ちょっと違和感があるなと思ったんですが。

3目 緑地等維持管理費。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） 今回、次年度におきましては、この里山整備に関しても、予算という形では計上いたしておりません。

と申しますのは、一定そういう整備方針を出しまして、それに基づきまして整備をしていこうとい

うことで、次年度につきましては、多目的広場もしくはその周辺の植栽している部分の保全という部分に、それとあと、この計画の策定という形で計上しております、この里山の計画にかかわる予算というのは、次年度は計上しておりません。

したがいまして、実際計画をつくりまして、どういった形で展開していくのかということを決めまして、また予算として、またそのあたりを計上していくような形になっていこうかと思っております。以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 7番 多久和議員。

○7番（多久和桂子君） わずかな金額であっても、わずかなのかどうかわかりませんが、この予算書を見る限り、これからやっっていこうというところの事業において確かにこれからかもしれないんですけども、全体を見たときに、また増をしていくというのはすごく大変ではないかなという思いがしたんですけども、その辺は、その事業を計画から実施に上げていくときには、すんなりと上がっていくものなんでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） こちらの焼却の事業に全体として要する費用が、来年度の見積もりとしまして約25億ということで、大変高額な予算になっております。

特に、公債費の関係がふえていくというようなこともございますので、これからさらに組合予算がふえていくというふうな要素もございます。

そうした中で、新たな取り組みとして、緑地の維持管理、里山の整備構想というふうなことで、これから住民の皆さんに親しまれる緑地を整備していこうというところの予算が少なくなっていくのはどうかと。またこれからふやしていくのは大変だという御意見でございます。

確かにそのとおりでございますけれども、先ほども申しましたように、この施設が一つにはそういう地球環境の問題も含めて考える、学習する場という位置づけがございますので、必要な予算はぜひとも1市3町で御負担いただくわけでございますけれども、お認めをいただいて、進めていきたいというふうに思いますし、一方では先ほどからリサイクルの話も出ておりますけれども、全体として経費の節減の図れる部分は図っていきたいというふうに考えております。

○議長（梶田忠勝君） 多久和議員。

○7番（多久和桂子君） これからのことですけれども、住民の方とか、ボランティアの方とか、いろんな方が参加されるということもあると思うんです。

これからはやっぱりこういうことにおいては、手厚い予算をしてあげられればいいなという思いがしますので、よろしくお願いします。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

9番 黒田議員。

○9番（黒田美智議員） さっき聞き忘れたんですが、事業方針の所で、焼却施設においてもリサイクルプラザの部分でも、1日平均のトン数が出てるんですが、灰溶融炉は1日平均何トンになっているのかというのが1点。

それから、今の緑地保全ということだけではなくて、この施設も含めて、どれだけ1市3町、それ以外の方の地域からも来ていただくかというところで、利活用という話をなさいましたが、交通の便がとても不便な場所というところで、何か取り組みをしていこうみたいな形を考えておられるのかどうかというところだけ、確認をさしてください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） 足の便の関係でのお尋ねでございます。

実は啓発事業の中で、今年度試験的に2回シャトルバスのほうを出しております。というのは、フリーマーケットでございますとか、啓発が冬の祭典と銘打って行って、ちょっと力を入れている事業でございますので、そういったときに一応シャトルバス走らせてみました。

ただ、残念ながら、啓発のほうとしてお越しいただいた御利用の方というのは、残念ながら多い状況ではございませんでした。

この中で、やはり一つは啓発のPRの不足ということもあったかと思えますけど、そういったことも重ねるとともに、あとまたコース、利用の方の利便の高いようなコースなんかも検討しまして、そういう啓発事業のイベント、集客力のあるときをとらまえて、そういったバスを次年度、試験的にさらに続けてみたいと考えております。

そういった中を通じてお越しいただける方もふやしていきたいというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） 溶融炉の1日当たりの処理量でございますが、平均いたしまして、13トンでございます。

○議長（梶田忠勝君） 黒田議員。

○9番（黒田美智君） いろんな行事等をされていて、本当に頑張っておられる、努力をされているというところは、とても評価をする部分でもあるんですけども、実際にはやっぱりあそこは不便で行きにくい、車がなければというような部分もあると思いますので、いろんなこれから緑地保全の問題だとか、さまざまなまたいろんなイベント等もなさるでしょうし、予定では7月から多目的広場の使用等も具体的になっていくわけですから、住民の方たちが、それこそ車に乗らなくても行けるような施策、もちろんこれは費用がかかってきますので、そのところはお金がかかって当たり前ではなくて、それこそやっぱり必要な所には必要なお金が要るけれども、そこはやっぱりしっかりと見極めていただいたお金の使い方にしていただくというところは、みんなの願いだと思っていますので、努力

も含めてお願いをしたいと思っています。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

8番 鈴木議員。

○8番（鈴木光義君） 資料の2の所の2ページですけども、不法投棄家電等処分業務で75万というふうになっているんですが、この業務、こういった業務なのかと。

それでもう一つの資料には、不法投棄の特定家庭用機器の運搬処分業務と書いてあるんですけども、この不法投棄を、だれかが発見して、それを持って来て、またどこかへ持って行くという業務なのか。それともここでどんなことをされているのか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（杉岡 悟君） この不法投棄家電等処分業務、あるいは運搬業務につきましては、構成市町のほうでその敷地を管理している所、あるいは業務の上で責任を持たなければならない所に不法投棄がございますと、主に家電ですとか、パソコン、あるいはタイヤ、バッテリー、そういったものになるんですけども、そういうものが当センターのほうに持ち込まれます。

それを品目ごとに、適正な処分ルートを通じて処分いたしますための委託費用でございます。

○議長（梶田忠勝君） 15番 永並議員。

○15番（永並 啓君） 広報に関する経費だけ教えてください。

来年も6回出す予定なのかということと、あと、ホームページを使った情報発信など、広報以外の充実ですね、そういったのをどのように考えておられるか、教えてください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） まず、広報の発行回数でございます。

21年度は2回ございました。22年度から6回。昨年5月号から奇数月隔月で発行しているところでございます。この発行につきましては、次年度におきましても、引き続き同じように6回継続してやっていきたいと考えております。

一つは、私ども組合としての直接住民の皆さんにお知らせする方法でもございますので、こういった分、できる範囲の中で頑張っていきたいと考えております。

それから、ホームページの部分でございます。

今ホームページ、実は組合のホームページと、それから啓発のホームページ、二つございます。

啓発の中では、そういう事業中心の分にしております。また組合のホームページといたしましては、質問等でもございましたけど、やはりそういう議事録でございますとか、環境保全委員会の内容でございますとか、そういった部分でのお知らせのツールとして使っております。

いずれもやはり大事な分でございますので、今後とも継続して力を入れていきたいと思っております。

す。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 永並議員。

○15番（永並 啓君） まず、ホームページについてなんですけど、バーチャルな工場見学とか、この立地がかなり不便なというのはもう皆さんも周知の事実なんですね。もう来る人は来ますけども、来ない人は来ないです。幾ら便利にしても来ません。

若い世代なんて、そんなここがオープンしている間に時間余裕全然ありません。朝から深夜まで働いております。そういった人たちに、いかにこの現状、ごみ処理の状況を知ってもらうかというのに使うのに役立つツールがホームページだと思っております。

最近をよく動画とかをよく流されてますよね。だから、ぜひともそういったバーチャルな工場見学とかホームページを充実させて、より広報など見ないごみの分別に関心を持たない人たちをいかに関心を持たせるか、これが重要だと思っております。

広報を現在読んでいる人たちは、もう既に分別をきちんとされている方だと思います。それをしない人たちにいかにしてもらうか、そういったことを取り組んでいく必要があると思いますので、ぜひともそのホームページ等の充実なども検討していただきたいと思います。

○議長（梶田忠勝君） それでは。

もう一つ。はい。

宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） もう時間も迫っているのにあれなんですけど、18ページですね、公債費について、ちょっとお伺いします。

19年度までに借入したものだというのが、償還がこれからどんどんふえていくと。公債償還が多額になっていくわけですけども、ですから、ここでもう元金の部分では、前年度のほとんど倍近くになっている。この状況はどれぐらいの年数続くんでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） 起債でございますけど、15年度から20年度までにかけて借りておりまして、3年の据置期間ございますので、順次こう段階的に償還額がふえてまいります。

23年度はまだピークではございません。24年度から30年度までが償還のピークとなっております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ピークが24年から30年ということはあれなんですけど、金額的にどれぐらいになるんでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長（山内敬之君） ピークのときの金額でございますが、トータルといたしまして、11億8,546万8,736円でございます。元金と利子と合わせてでございます。

○議長（梶田忠勝君） よろしいですか。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

9番 黒田議員。

○9番（黒田美智君） 土地の購入の部分だとか、施設の建設のところ、この間、さまざまな問題点も指摘もして、予算の中では、土地の購入というところで反対をしてきたわけですけれども、今回平成23年度の予算というところでは、先ほど委員からもありました、いわゆる借金の返済がというような部分が大きく出てくるころなので、反対をしてというような中身ではないかなというふうに思っていますので、大枠の部分では賛成をさせていただきます。

ただ、先ほど来からの一般質問でも述べましたけれども、本当にこの施設組合の中に、いわゆる何十を超えるような委託業者が入って、そこからまた下請け業者もおられる。そこできつととてもたくさんの方たちが働いておられるという状況の中で、さっきも言いましたが、公共サービス法というところでは、しっかりと自治体の責任が問われ、そしてその方たちの労働環境や労働条件についても、何らかの施策を、きちんと自治体としてやりなさいというような法ができていますね。

ですから、ぜひ具体的に、ここで働いておられる方たちが、しっかりと法遵守で働いているというところはチェックをしてください。

それでない、住民の大切な税金が適切に公正に公平に使われているというふうにはならないと思いますので、平成23年度、そこは力点を置いてやっていただきたいという部分。それから、絶対に住民の側から見たときに、安全安心で信頼のおける炉になっていくように、先ほどの環境の事後調査の部分なんかでも、もちろん今は不適合事象もうんと減ってというところがありますが、瑕疵担保3年目の年というところでは、しっかりと住民に、こんなような状況で、安心ですよということがしっかりPRできるような調査もしていただきたいし、広報活動もしていただきたいというところで、議事録の部分だとか、それからホームページ等の公開なんかもぜひしていただきたいというふうに思っていますし、先ほど来から局長がおっしゃっているように、本当に世界一の炉としてスタートをし、これから環境、地球環境というところでの拠点としての位置づけを、施設だけではなくて、緑地保全も取り組んでいかれるというところですから、そのところはしっかりと取り組みを進めていただきたいというふうに思っています。

自治体として、1市3町との連携も含めて、ぜひここはそれぞれの自治体の市長さんたちもおられるわけですから、本当に絵にかいたもちにならないような、具体的ところで頑張ってください。

というふうに思います。

もうこれはすべて要求ですけれども、今後もさまざまな所で、ぜひ点検もさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（梶田忠勝君） それでは討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了し、定例会に付議されました案件は終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（梶田忠勝君） 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

管理者 大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御精励賜りまして、ありがとうございます。御礼を申し上げるところでございます。

本定例会におきましては、平成22年度補正予算及び平成23年度予算につきまして、御審議を賜り、原案どおり御決議を得まして、本日、閉会の運びとなりましたことは、組合運営のために、まことに同慶にたえないところでございます。

終わりに臨み、議員の皆様におかれましては、健康に御留意をいただきまして、組合のさらなる発展のため、ますます御活躍されますよう御祈念を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（梶田忠勝君） 第1回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、平成22年度補正予算及び平成23年度予算の重要案件を審議いたしました。議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告することができることは、まことに喜ばしい限りであります。

議員各位の御精励と、理事者各位の御協力に深く敬意を表するものであります。



議員各位におかれましては、この上とも十分に御自愛くださいますようお願いいたしまして、閉会のごあいさついたします。

~~~~~

○議長（梶田忠勝君） これをもちまして、平成23年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年2月15日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 梶 田 忠 勝

第 1 日

福 西 勝

会議録署名議員

同 合 田 共 行